

令和5年11月定例会
総務政策常任委員会会議録
令和5年12月6日～7日

場 所 第2委員会室

令和5年12月6日(水曜日)

午前9時56分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○議案第3号 宮崎県部設置条例の一部を改正
する条例

○議案第4号 宮崎県税条例の一部を改正する
条例

○議案第8号 事業契約の変更について

○議案第12号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

○議案第28号 当せん金付証票の発売について

○議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

○議案第42号 職員の給与に関する条例及び一
般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を改正する条例

○議案第44号 知事等の給与及び旅費に関する
条例等の一部を改正する条例

○議案第45号 会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例

○その他報告事項

・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に
係る実施方針の令和4年度の実績等について

・宮崎県地域公共交通計画の素案について

・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の素案に
ついて

・「産業のデジタル化に関する現状と課題」アン
ケート結果について

・宮崎県人権施策基本方針の素案について

・新田原基地における日米共同訓練について

○閉会中の継続審査について

委員 二見 康之
委員 川添 博
委員 坂本 康郎
委員 岩切 達哉
委員 脇谷 のりこ

欠席委員(1人)

委員 濱 砂 守

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 重黒木 清

政策調整監 田中 克尚

県参事兼総合政策部次長
(政策推進担当) 児玉 浩明

総合政策部次長
(県民生活・サミット担当) 坂元 修一

部参事兼総合政策課長 中尾 慶一郎

広域連携推進室長 川越 勉

部参事兼秘書広報課長 長友 修一

広報戦略室長 須波 勇一郎

統計調査課長 伊福 隆徳

総合交通課長 佐野 晃浩

中山間・地域政策課長 湯地 正仁

産業政策課長 守部 丈博

デジタル推進課長 甲斐 慎一郎

生活・協働・
男女参画課長 牛ノ濱 和秀

交通・地域安全対策監 西丸 日出男

みやざき文化振興課長 堀 尚子

人権同和対策課長 中村 洋介

国スポ・障スポ準備課長 塩田 康一

競技力向上推進課長 岩切 正義

出席委員(7人)

委員 長 山下 寿

副委員 長 福田 新一

総務部

総務部長 吉村 達也

危機管理統括監
総務部次長
(財務担当)

横山直樹
川端輝治

議事課長 福島久大
政策調査課長 牧浩一

危機管理局長
兼危機管理課長

渡邊世津子

事務局職員出席者

総務課長
人事課長

黒岩賢二
那須隆輝

議事課主任主事 木村結
政策調査課主任主事 高山紘行

行政改革推進室長

徳松一豊

部参事兼財政課長

高妻克明

財産総合管理課長

鬼塚保行

税務課長

蛭原真治

市町村課長

池田幸優

総務事務センター課長

清藤荘八

消防保安課長

寺田健一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第42号、議案第45号に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダー内にある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時56分休憩

会計管理局

会計管理者兼
会計管理局長

長倉佐知子

会計管理局次長

朝稲晃

会計課長

川口千鶴

物品管理調達課長

堀一博

人事委員会事務局

事務局長

田村伸夫

総務課長

小園浩孝

職員課長

森山紀子

監査事務局

事務局長

米良勝也

監査第一課長

山崎博信

監査第二課長

日高栄治

議会事務局

事務局長

渡久山武志

事務局次長

鬼川真治

総務課長

阿萬慎治

午前9時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 総合政策部でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、お礼を申し上げます。

11月10日に開催しました宮崎県文化賞授賞式におきましては、濱砂議長に御出席を賜り、誠

にありがとうございました。この賞は、昭和25年に創設されまして、今回で74回目を迎えた歴史ある賞でございます。今年度の受賞者の方々を含めまして、これまで311人と4団体が受賞されております。今後とも、本県文化の魅力向上やさらなる発展に取り組んでまいります。

それでは、総務政策常任委員会資料の2ページを御覧ください。

目次でございますけれども、今回、総合政策部からお願いしております予算議案につきましては、議案第1号及び議案第33号の一般会計補正予算でございます。

資料の3ページを御覧ください。

予算議案の概要でございます。

まず、議案第33号の関係になりますけれども、今回の総合政策部の補正額は、予算総括表の右の下、総合政策部の合計欄にございますように、13億2,267万7,000円の増額をお願いしております。その結果、一番右端の補正後の額は、一般会計と特別会計を合わせまして321億9,254万円となります。

今回の補正は、国の地方創生臨時交付金の重点支援地方交付金を活用いたしまして、物価高騰に伴うLPガス利用者の負担軽減や、交通物流事業者に対しまして燃料費高騰分に対する補助を継続するもの、また、今般の給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、4ページを御覧ください。

こちらが議案第1号の関係になります。

まず、繰越明許費補正(追加)でございますけれども、表にありますとおり、消費生活センター施設修繕事業、県立芸術劇場大規模改修事業、県有スポーツ施設整備事業の3事業で、合計2億7,905万8,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、5ページを御覧ください。

こちらが債務負担行為補正(追加)でございます。表にありますとおり、宮崎県男女共同参画センター管理運営委託費と県有スポーツ施設整備事業の2事業につきまして追加をお願いするものであります。それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

2ページの目次にお戻りください。

IIの特別議案につきましては、議案第8号の県プール整備運営事業に係る事業契約の変更について、また、議案第12号の宮崎県男女共同参画センターに係る公の施設の指定管理者の指定についての2件でございます。

それから、IIIのその他報告事項につきましては、県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和4年度の実績等についてほか4件でございます。これらにつきましても、後ほど担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中尾総合政策課長 私のほうからは、総合政策部の繰越明許費補正及び債務負担行為補正について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

2の繰越明許費補正(追加)の3事業、合計2億7,905万8,000円の繰越しをお願いするものであります。

まず、1つ目の「消費生活センター施設修繕事業」ですが、宮崎県消費生活センターのエレベーター改修工事において、必要な部品調達の

遅れが生じるなど、関係機関との調整に日時を要したものであります。

その下の「県立芸術劇場大規模改修事業」ですが、県立芸術劇場の受変電設備改修工事において、必要な部材の調達に遅れが生じるなど、関係機関との調整に日時を要したものであります。

最後の「県有スポーツ施設整備事業」であります。これは、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修に係る設計委託業務等について、関係機関との調整に日時を要したことにより、繰越しをお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

3、債務負担行為補正（追加）の2事業、合計6億8,713万5,000円についてです。まず、1つ目の「宮崎県男女共同参画センター管理運営委託費」につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、今年度をもって指定期間が終了いたしますことから、令和6年度以降の指定管理者の選定に伴い、令和10年度までの債務負担行為をお願いするものです。

2つ目の「県有スポーツ施設整備事業」についてですが、体育館建設工事でのインフレサイド対応等による工事費増に伴い、必要な予算について、令和7年度までの債務負担行為をお願いするものであります。

続きまして、11月補正予算案のうち、給与改定に伴う人件費の補正について、総合政策部全体を一括して御説明いたします。

常任委員会資料の6ページを御覧ください。

総合政策部の人件費に係る11月補正額は、表の右下、合計の欄にありますとおり、3,845万2,000円の増額補正をお願いしております。

給与改定の詳細につきましては、後ほど総務部のほうから説明があるかと思いますが、今回

の改定は、人事委員会勧告等に基づくものでありまして、月例給を平均で0.97%引き上げ、また、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げること等に伴う増額でございます。

この結果、補正後の額につきましては、総合政策部全体で22億270万8,000円となります。

続きまして、総合政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

当課の11月補正額は、この表の一番上、左から2列目、補正額の欄であります。総額で6億8,162万7,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目の欄、40億7,271万9,000円となります。

補正の主な内容について、8ページを御覧ください。

一番下の（事項）県計画総合推進費の説明欄にありますとおり、新規事業「宮崎県LPガス料金負担軽減事業」であります。事業内容につきましては、資料の9ページを御覧ください。

事業費は6億7,200万円、財源は全額、国の重点支援地方交付金であります。

この事業は、物価高騰に伴うLPガス使用料の上昇により影響を受ける一般消費者等を対象に、LPガス販売事業者を通じて使用料の値引きを行うことにより、LPガス使用世帯の負担軽減を図ることを目的としております。

具体的には、1月または2月の使用料から1世帯当たり2,000円を1回に限り値引きすることとしております。

事業の仕組みにつきましては、宮崎県LPガス協会を運営窓口とし、LPガス販売事業者の協力を得ることで、約32万戸のLPガス使用世帯を支援してまいります。

○佐野総合交通課長 総合交通課の補正予算について御説明をいたします。

常任委員会資料の14ページを御覧ください。

総合交通課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計補正額にありますとおり、6億1,399万円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、31億2,407万円となります。

補正の主な内容につきましては、15ページを御覧ください。

中段にあります(事項)広域交通ネットワーク推進費の説明欄にあります、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業について御説明いたします。

資料の16ページを御覧ください。

交通・物流事業者燃料高騰等対策事業でございます。

交通・物流事業者につきましては、原油価格の高止まりの影響により、依然として厳しい経営環境下でございます。このような中、先般、国が燃料油価格の激変緩和措置を継続することを決定しましたことから、県におきましても、交通・物流事業者の負担軽減を図り、交通・物流網の維持を図るため、これまでと同様に本事業を引き続き実施するものでございます。予算額は6億1,222万5,000円、財源は全額、国の重点交付金であります。

事業の概要を御覧ください。

事業内容ですが、右側の表にありますとおり、支援対象をこれまでどおり、バス、トラック、フェリー、RORO船、タクシー、代行としており、それぞれの使用燃料ごとの補助単価に燃料使用量7か月分を乗じて設定した1台当たりの補助額を定額で支援するものでございます。

それぞれの補助単価につきましては、国の激変緩和等を加味した上で、コロナ禍前の燃料価格と比較した高騰分を設定しております。

補助金交付の方法としましては、トラック協会などの各協会を通じた交付及び県による直接交付でございます。

成果指標としましては、燃料価格の高止まりにより運行経費が増大している交通・物流事業者の負担を軽減し、本県交通・物流網を安定的に維持していくこととしております。

事業の期間は、令和5年度の単年度事業であります。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 常任委員会資料の34ページを御覧ください。

議案第8号「事業契約の変更」についてであります。

9月議会で御承認いただきました補正予算に基づき、県プール整備運営事業の事業契約の変更を行いますことから、議会の議決をお願いするものであります。

まず、1の事業契約の概要であります(1)の事業名称は、県プール整備運営事業、(2)の契約金額は、変更前の155億9,440万8,800円から変更後の166億5,729万6,340円へと、10億6,288万7,540円増額するものであります。

(3)の契約相手方及び(4)の事業期間は、記載のとおりで変更はありません。

次に、2の変更理由であります(1)が、事業契約に基づく物価変動等に伴う契約金額の改定であります。

これは、本事業はPFI手法を導入して整備を進めておりますが、事業期間が長期にわたりますことから、契約期間中に生じる可能性のある物価変動等のリスクについて、あらかじめルールを定めた上で契約を締結しており、今回の

金額の改定は、その契約上の規定に基づき対応するものであります。

次に、3の事業概要につきましては、記載のとおりで変更はありません。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 委員会資料の35ページをお願いいたします。

議案第1号及び第12号「公の施設の指定管理者の指定」(宮崎県男女共同参画センター)について御説明いたします。

当センターの次期指定管理候補者の選定につきましては、6月の常任委員会で募集方針等の概要を御説明したところですが、今回、指定管理者を指定することについて、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

まず、1、施設の概要であります。設置目的は、情報提供や啓発などにより、地域における男女共同参画社会の形成に寄与することとなっており、現指定管理者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構であります。

次に、2、次期指定管理候補者は、現管理者であります。特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、また、3、指定期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間としております。

4、選定概要であります。①、公募の状況につきましては、令和5年7月6日から9月7日まで募集を行いましたところ、申請者は現指定管理者の1法人でありました。

次のページをお願いいたします。

② 指定管理候補者の審査方法であります。①、審査の流れにつきましては、表の一番上、県の書類審査を経た後、外部委員で構成されます指定管理候補者選定委員会において、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングによ

る審査を行い、その後、県の指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果を選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案についての評価を確認し、県において指定管理候補者を選定いたしました。

②、選定委員会委員及び③、選定会議委員の構成につきましては、それぞれ表に記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

④、選定基準・審査項目・配点につきましては、住民の平等な利用の確保など4つの選定基準と、それぞれの基準について審査項目と配点を設けたところであります。

次のページをお願いいたします。

(3)、審査結果及び選定理由であります。

まず、①、指定管理候補者選定委員会における審査の結果は397点、委員1人当たりの平均点数は79.4点であります。これは、委員合計500点の6割である最低基準点300点を満たしております。

次に、②、指定管理候補者選定会議における確認の結果は83点であり、こちらも最低基準100点満点の6割を満たしており、選定委員会の審査結果と相違ないことを確認いたしました。

次に、③、選定理由であります。ただいま御説明しましたとおり、選定委員会の審査及び選定会議での確認の結果、最低基準点を満たしていること、男女共同参画社会づくりの重要性等を十分理解した上で、適切な事業計画が提出されていること、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められることから、候補者として選定したところであります。

次に、5、指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)、指定管理料につきましては、表の一番上の段、候補者からの提案額は、令和6年度が年額3,984万4,000円、令和7年度以降が4,030万4,000円であります。

その右ですが、指定期間の5年間で合計2億106万円、年平均4,021万2,000円となっております、その下の段に記載しております、県が示した基準価格と同額となっております。

また、表の一番下の段であります、今期の指定管理料年額3,430万7,000円に対しまして、提案額の年平均額は、上段右側に記載のとおり4,021万2,000円でありますので、その差額は、括弧書きの590万5,000円となっております。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますことから、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」において限度額の設定も併せてお願いしております。

次のページをお願いいたします。

(2)、収支計画であります、5年間の内訳は記載のとおりであり、各年度で収支差額はゼロとなっております。

次に、(3)、県民サービスの向上等に係る提案といたしまして、①、情報提供では、若年層を主なターゲットとしてSNSの積極的な活用による情報発信の強化など、②、啓発では、YouTube等を活用した講座や動画の配信、教職員を対象とした研修会や市町村と協働してジェンダー平等に資する取組を実施、③、相談では、電話・面接相談に加えてメールによる相談受付など、④、その他としまして、センター事業のより効果的な広報を行うため、広報戦略担当を配置することとしております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○岩切委員 技術的な問題で確認したいんですが、資料34ページの県プール整備運営事業の物価変動に伴う改定なんですけれども、今回の改定額は何%になりますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 もともとの契約が155億円で、今回、約10億6,300万円の増額ということになりますので、割合としましては約6.8%になります。

○岩切委員 6.8%は、ちまたで聞く物価上昇の実情の示す数字より少し高めかなという印象を受けたんですが、物価変動等の「等」の部分に何かあるのか、もう一度解説してもらっていいですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 物価変動等の「等」の中については、今回、事業者からの自由提案事業としまして、プールの屋根を活用した太陽光発電事業を行う予定にしております。この事業の導入によりまして光熱費が低減されますことから、契約金額が約400万円減少となるというところで、この「等」の中には減額分が入っております。

今回、6.8%の増額になりますけれども、この算定に当たりましては建築費指数というものを使っておりまして、この中では、建築関係が13.1%の増額、設備関係が5.8%の増額となっております。

○岩切委員 13.1%増額、5.8%増額、平均すると6.8%増額という理解と、太陽光発電は計画に新たに組み込んだという説明を今受けたと理解してよろしいでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 6.8%増額というのは、必ずしも建築の指数と設備の指数の平均ということではないです。例えば、建築費指数13.1%の内訳を見ていきますと、資材関係では生コンが約15%増額ですとか、鉄鋼関係が37

%増額といった形で、もろもろの指数が入っております。したがって、必ずしも足した平均が6.8%ではないということでございます。

また、太陽光発電事業につきましては、事業者から追加提案があったということでございます。

○岩切委員 この額の引上げ自体にどうこう言うつもりじゃないんですけれども、その内容を正確に受け止められるように解説をいただきました。要は、建築費やその他の材料費、恐らく従事者の賃金等の引上げもあると思うんですけれども、そういったもろもろがあってこれだけの費用がかかりますよということと、太陽光発電事業を導入することで費用が減りますよという理解をすればよろしいんでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 そのとおりでございます。

○岩切委員 次は、資料35ページの指定管理の問題です。男女共同参画センターについて、申請者は現在のみやぎき男女共同参画推進機構だけだったということでした。職員数が9名とございますが、管理費が2,900万円あたりです。そうすると、今、賃金は上昇させていこうという流れにあると思うんですけれども、9人がこの2,900万円の中で賃金を受け取るという理解でよろしいですか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 そのとおりでございます。

○岩切委員 そうしますと、私自身は、このセンターのスタッフの働きぶりなどを見る機会がよくあるんですが、持っている能力とか県の男女共同参画政策に対する寄与の状態からすると、いささか算定が厳し過ぎるんじゃないかなと思うんですけれども、人件費はこれぐらいの費用で見てくださいというのが、もともと県の基準

にあるんでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 人件費も含めまして、県が示した基準価格でございますが、積算の考え方としましては、これまでの積算をベースにしまして、類似施設の職員の人件費の動向ですとか、そういった均衡も勘案して積算をしているところでございます。今回、新たな指定管理を設けるに当たっては、近年、人件費の高騰もございますので、その辺の動向も加味した上で積算していると考えております。

○岩切委員 現実に300万円ぐらいが平均になるんです。スタッフの持っている力からすると、また、県政の中で、今話題となる男女共同参画という課題に果敢に取り組んでいただいている実情からすると、いささか厳しい算定をされているなという印象があるんです。それを今さらどうこうすることは難しいとは思いますが、常々、そのことは意識していただかないといけない課題かなと。

15年、20年前の発想はそうであったかと思えますけれども、今はやっぱり持ち得る力に対してきちんと評価をするというのがあるべきじゃないかなと思います。急激には変わり得ないかもしれないかもしれませんが、そういう意識を持ちながら仕事をお願いしないと、燃え尽きちゃうとか——リーダー的な人が何人か辞めていったんです。その背景には、いつまでもここにいても、賃金という形で自分の評価が上がらないと、そういうことも口にされておられたのは事実であります。そういう意味で、類似施設の相場で見ましたということは、それなりに根拠のあるところだとは思いますが、大事な男女共同参画支援の仕事を団体等にお願いするにあたって、この団体以外のところも含めて、この金額では厳しいという言葉が出てくるよう

であればよくないなと思うところです。ぜひよく考えていただければありがたいなと思います。

ついでに、37ページの施設の管理の面で、9号館の2階等を使うときに、利用者によっては階段が上れない方もいらっしゃるということで、エレベーター設置の御希望を聞いたことがあるんですが、所管外かもしれませんけれども、建物がセンターとしての機能を発揮できるような整備をぜひ考えていただきたいなと思うんですが、そのあたりは御相談が可能なものなんでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 センターの利用のしやすさ等でございますが、やや分かりにくい場所にあるということもあります。また、今、委員のおっしゃられたように、2階、3階がある中でエレベーターがないということで、少し利用しづらいということもございます。それは課内でもいろいろ議論しているところでございまして、実は、令和7年度から別の新しい施設への移転も検討しており、そういったより利用しやすい施設ということも含めて今検討しているところでございます。

○岩切委員 いろんな研修会などを開くとたくさんの方がお見えになっておられます。エレベーターがないことで、たくさんのお手伝いをさせていただきながら上がっていただいているという話も聞くので、御検討いただいて、ぜひ別の建物への移転を実現できるとありがたいです。

それで、男女共同参画に絡む話で、後ほど、人権の話の中にも出てくるとは思いますが、女性に対する差別などに対して、丁寧に取り組んでいただいているんですけれども、その課題の幾つかのところには子供の政策があり、障がい者の政策がありということで部署がありますが、女性の政策はこの男女共同参画センターだけな

んです。県政の中で女性政策がいろんな課にまたがっていて、集約されている部署が——生活・協働・男女参画課は1つのポジションにはなると思うんですけれども、それも幾つかの任務の一つということで今担っていらっしゃると思うんです。私は常々、女性相談所の機能も含めて——困難女性支援の関係も今回新たになっているわけですし、知事も「輝く女性の活躍を加速する男性リーダー」のメンバーにもなっていらっしゃることを見ると、宮崎県の中に女性をメインにした政策を展開する部局なり、課なりを設置するタイミングが来ているんじゃないかなと思っているんですけれども、男女共同参画センターときっちり連携をして、女性政策がしっかり展開できるような形を次年度以降検討していただけるとありがたいと思っておりますが、今日の審議の内容と少しずれるかもしれませんが、もしお考え等があればお聞かせいただきたいと思います。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 委員がおっしゃるとおり、男女共同参画という取組は本当にテーマが幅広く、多岐にわたっており、当然、担当部署も非常に多岐にわたっております。総合政策部にありますので、テーマごとに連携しつつ、会議も持ちつつ、情報共有もしつつ、取り組んでいるところでございますが、確かに、より強く連携した施策の推進ということについて、いろいろ検討すべきところもあるのかもしれません。その辺は議論を深めてまいりたいと考えております。

○脇谷委員 最初の県プール整備運営事業なんですけれども、およそ10億円の増額ということで、先ほど、PFI事業であるから、物価変動に伴う契約金額の改定は最初から織り込み済みだというようなことを言われましたが、それに

関して詳しく教えていただきたいです。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 今回の県プール整備運営事業につきましては、PFI手法を導入しております。あらかじめ定められたルールの中でということでもありますけれども、今回、資料34ページの1の(4)に事業期間を書いておりますが、令和3年9月から令和22年3月までの19年間と長期にわたっております。この期間中に発生する物価変動等のリスクについて、事業契約書あるいは工事請負契約約款の中で規定がなされておまして、例えば、設計ですとか建設期間中の物価変動対策としましては、物価スライド条項に該当する場合は、一定期間内の物価上昇率を建築工事費に掛けて算出するといったような規定があります。また、令和7年4月から15年間の運営維持管理期間中に、例えば電気料金などの各指標が3%以上変動する場合は契約金額を改定するといった形で物価変動対策を盛り込んでおります。それに基づいて算定をしているところでございます。

○脇谷委員 この増額の金額に関しては、事業者側が提案してきたということですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 算定方法としては、先ほど、一定期間内に物価の上昇があればと申し上げましたけれども、具体的には入札日時点、令和3年4月に入札を行っております。事業者から請求があった日が令和4年10月になりまして、その19か月間に——建築費指数というものがございます。これは、一般財団法人建設物価調査会が出している指数でありまして、その期間中の建築費指数の上昇率を建築工事費に掛けて金額を算定しているところでございます。

○脇谷委員 それは県側が算定しているのか、事業者側が算定しているのか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 期間中の上昇率は県のほうで算定をしております。

○脇谷委員 県病院の場合は物価スライドについて、最初に事業者のほうから9億円ぐらいと言われたものが最終的に4億円ぐらいで決まったということなんですけれども——それは事業者の算定と県の算定の折り合いがついたということではないのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 県と事業者の間で協議をして整ったということでございます。

○脇谷委員 ということは、PFI事業というのは、物価スライド条項などがある場合、県と上昇率を話し合いながら——建設物価調査会の基準での算定になるんでしょうけれども、それで今後もやっていくということでしょうか。PFI事業だからということですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 PFI事業につきましては、そのような形で工事費全体に上昇率を掛けて算出する形を取っております。

○重黒木総合政策部長 今回、我々はPFI事業でやっているんですけれども、一般の公共事業につきましても、物価スライド条項を適用して増額することはありますので、PFI事業だから増額するというわけではございません。

○脇谷委員 分かりました。もう一つ、資料35ページなんですけれども、男女共同参画センターですが、理事長が西田さんが変わるということによろしいのでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 現在の理事長は西田氏でありまして、今後変更になるという話は聞いておりません。このままであろうと思います。

○脇谷委員 ということは、今いらっしゃるスタッフはそのままということなのでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 指定管理

期間が6期から7期に変わるに際して、それを理由に特別に職員が替わるということはございません。

○脇谷委員 資料39ページの「県民サービスの向上等」について、「センター事業のより効果的な広報を行うため、広報戦略担当配置」ということですが、これは新しく配置されるのか、それとも今までの方を広報戦略担当にするということでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 新しくポストをつくって啓発業務と兼務になるということですが、新しく採用すると聞いております。

○脇谷委員 では、今のスタッフにプラスして新しく入ってもらうということですか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 そのとおりでございます。

○脇谷委員 分かりました。今も随分フェイスブックなどのSNSで広報されている中で、広報戦略担当を配置するという事は、今までは足りなかったということでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 これまで若年層を主なターゲットとしまして、SNSを活用した広報に努めているところでございますが、やはりそれをさらに強化していく必要があるということでございます。また、啓発担当と兼務と申し上げましたけれども、様々なニーズを踏まえまして、新たに工夫を凝らした啓発事業を企画、実施していただきたいと考えているところでございます。

○坂本委員 幾つか質問させていただきます。

まず、国スポ・障スポ関係で、8月にオープンしました延岡の体育館のサブアリーナについて、9月、10月と記憶していますが、立て続けに施工不良が見つかったということがありまし

た。それで、これからの質問には直接関係ないんですけども、どういうふうに評価、分析をなさっているのか。例えば、工期が足りないとか施工に影響するようなことが要因としてある場合、今後、工期を延ばすとか、また、それなりに費用が発生するとか、そういうことにながっていくのか。体育館の整備事業についての見解を教えてください。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 アスリートタウン延岡アリーナのサブアリーナにつきましては、今年9月に天井の部材が落下する事案が発生し、一定期間、利用を停止したところであったんですけども、その後、10月に入りまして、また2階の観客席の通路の壁からくぎが1ミリ程度突き出していたということで、観客の方が負傷される事案が発生しております。こういう公共施設で絶対あってはならない事故だったということでありまして、今後、このような事案が発生しないように、施工者等と協力してしっかりと安全性の確保に努めていきたいと考えております。

今後につきましては、県土整備部とも連携しながら、通常使用している施工管理のマニュアルの中に新たな確認項目を増やすとか、あるいは検査方法をさらに徹底するような形で、安全性と品質の確保に努めていきたいと考えております。

それと、最初に発生しました天井部材の落下で、一定期間、利用を中止したところでありますけれども、工期については、特段の影響は発生しておりませんので、当初の予定どおり、メインアリーナにつきましては、令和7年12月の完成を目指してまいりたいと思っております。

○坂本委員 これは県土整備部の問題なのかなとも思うんですが、県内においても、人手不足

とか様々な要因で建設工事自体の質の低下を懸念している声があるんですけども、そういったものが背景にあるのかなとも考えますし、殊に、この体育館の整備事業をはじめとして、国スポ・障スポの工事に関しては、これから県にとっても大変重要な行事で使われる施設ということで、オープンしたてでこういう施工不良による事故の発生はあってはならないことだと思います。建設業界の様々な事情、課題を踏まえた上で、見直すべきところはきっちり、工期や費用等も含めて検証する必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 今、委員から御指摘のありました工期面あるいは費用面の見直しについてでございます。建設業界全体において人手不足ということで、工期面においても一定の影響は出ているところでありますけれども、事業者のほうも、人手をしっかりと確保して、当初目標にしている工期内に工事を終わらせるということで進めておりますので、今後ともしっかり事業者のほうと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○坂本委員 分かりました。

続いて、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業についてお伺いします。

まず、資料の16ページの真ん中に表がついていますが、タクシーと代行、それぞれ補助の対象になる台数が記載されております。今、報道等でも出ていますけれども、タクシーがないとか代行が足りないという声があります。ここにあります補助対象の台数というのは、保有台数なのか稼働台数なのか、教えてください。

○佐野総合交通課長 この燃油高騰対策事業については今回が4回目の補正となります。これまでの実績を踏まえまして、一応、稼働台数の

概数で積算しているところがございます。

○坂本委員 あわせて、その上にフェリーがあります。この2隻は宮崎カーフェリーの船に対しての補助だと思うんですが、これは、今おっしゃった過去の事業においても補助がなされてきたんですか。

○佐野総合交通課長 過去においても、それぞれ同じ事業者に補助をしてきております。

○坂本委員 今まで気づかなかったというか、そういう指摘をしてこなかった点もあるんですが、こうやって数字を見ますと、1隻当たり4,000万円、2隻で8,000万円ということで決して少なくない金額で——特にフェリーについては、これまで貸付けの問題とか、県においても、ほかの事業者とはちょっと性質が違うのかなと思っております。実際、燃料費にどれぐらいのお金が使われているのか、そこに対して4,000万円掛ける2隻の8,000万円使うということになっているのか、もうちょっと詳しく御説明いただくとありがたいです。

○佐野総合交通課長 基本的にフェリーにつきましては、営業費用の4割が燃料代ということで、やはり燃料代から受ける影響が非常に大きいところがございます。

ちょっと古い数字で申し訳ないんですが、昨年の中間決算では、営業費用が57億円かかっている中で約20億円が燃料費となっております。これが半期分となりますので、今回が約7か月分でほぼ同じ期間、そのうちの4,000万円分を支援するというところがございます。

○川添委員 宮崎県LPガス料金負担軽減事業で、資料9ページの真ん中に算定基準が出ておまして、半年の値上がり分ということで、1世帯当たり2,000円を1回だけ値引きするということなんですけれども、これは、一般消費者、

それから飲食業、その他サービス業を含めまして——特に飲食業ではかなりガス代も高いと思うんですが、全て一律で1回だけの値引きということではよろしいのでしょうか。

○中尾総合政策課長 今回対象としておりますのが一般世帯で、一部その事業者等も含まれておりますが、一律2,000円という扱いにしております。他県も同様の扱いということで、他県等も基準にしながら算定したところでございます。

○川添委員 予算は重点交付金ということですが、これは県の負担もあるんですか。

○中尾総合政策課長 これについては10分の10、重点支援交付金ということにしております。

○川添委員 あと、これはLPガスに限定されているのでしょうか。例えば都市ガスとか、今、電気料も高騰していますが、そういった部分については、今後いかがでしょうか。

○中尾総合政策課長 都市ガスと電気につきましては、公共料金制度という形で既に値引きされておりますので、この事業には含まれておりません。

○二見委員 今のに関連して、一点だけ。この図式を見ると、LPガス協会に補助金を出して、それから、各販売事業者にお金が行って、その後、値引きがなされるというふうになっているけれども、値引きをしたかどうかのチェックはどうやってされるんですか。

○中尾総合政策課長 こちらは、LPガス協会の各支部を窓口としまして、販売事業者から申請という形にしますので、申請書や実績報告書、そういったものを抜き出して、検査をして、きちんと値引きがされているかどうかは、通常の交付申請のやり方と同様、きちんとチェックをする形で考えております。

○二見委員 矢印が全部一方通行だったから、

申請が上がってくるものがないのかなと思って、確認だけでした。

○脇谷委員 資料16ページの交通・物流事業者燃油高騰等対策事業についてです。今、燃油高なので、トラック業者などから大変うれしいと言っているんですが、フェリーがやはり高いので、どうしても陸送しなければと聞かれますけれども、このフェリーにも補助がありますが、この補助金がなくなったら、フェリーの運賃が高くなるものでしょうか。

○佐野総合交通課長 実際の燃油額からすると、この支援金でどこまで運賃を値下げできているのかは微妙なところではございます。

補助がなくなれば、若干の値上げになるのかも分かりませんが、この規模からすると、ちょっと何とも言えないというのが正直なところではございます。

○岩切委員 資料9ページの宮崎県LPガス料金負担軽減事業ですが、消費者が2,000円を値引きいただいたことを知る方法というのは、何か具体的にルール化されているのでしょうか。

○中尾総合政策課長 LPガス販売事業者がガス消費者に請求書の中できちんと2,000円を値引いたことを示すという形で、今、考えているところでございます。

○岩切委員 請求書には、最終的な使用料と請求額がある。その中に2,000円引いていますよというのが示されるようお願いするという事なんですか。

○中尾総合政策課長 はい、そのとおりでございます。1月もしくは2月分の使用料から2,000円を引くという形で考えているところでございます。

○川添委員 資料38ページの宮崎県男女共同参画センターの評点なんですけれども、一応6割

以上を満たしているものの397点ということで、やはり指摘しなければいけない部分は減点されていると思いますが、こういった項目が少し足りなかったのでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 審査項目が多岐にわたっておりますが、例えば、施設を継続的に運営することが可能な財政的基盤があるか、そういったところが相対的にやや厳しい評価となっております。この法人は、この指定管理業務がほぼ全ての法人でありましたので、そういったところがちょっと厳しくなりました。

また、事業全体につきましても、今、SNS等で幅広く周知しておりますが、その辺をしっかりと強化して効率的な周知・広報をやると、そういった御意見があったところがございます。

○川添委員 1年間を通してでもいいんですけども、過去の実績として、ホームページの閲覧者数とか、センターに相談に来ていただいた女性とか、研修会等に参加した人とか、そういったところで、年間の延べ人数みたいなものがお手元があれば教えてください。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 この男女共同参画センター、大きくは啓発事業や相談事業等を実施しております。

啓発事業では講座の開催、あるいは出前講座などもやっております。年間80回ぐらい開催しております。延べ5,000名くらいの方々への啓発、また、相談事業では、電話相談とか対面相談をやっておりますが、大体年間1,500~1,600件の相談に対応しているところがございます。

○川添委員 最後に、理事長の報酬ってどれぐらいなのでしょう。参考のために。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 理事長は、たしか無報酬であったと聞いております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中尾総合政策課長 資料の40ページを御覧ください。

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和4年度の実績等についてであります。

まず、1の概要ですが、平成26年2月に策定いたしました「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」に基づきまして、全部局を対象として、公共工事、情報システム調達、物品等調達、業務委託、使用賃借の5分野について、県内の発注実績を取りまとめて報告するものであります。

2の県内発注の状況ですが、まず公共工事関係です。

主な取組としては、総合評価落札方式の評価項目として、「地産地消への取組」を設定することや、設計業務の仕様書に地産地消に資する工法検討の義務づけや、県産品を使用した設計を原則とすることについて記載しているところであります。

41ページを御覧ください。

次に、県内発注率ですが、一番右側の太枠で囲んだ部分が令和4年度の実績です。上段が金額ベースで、下段が件数ベースです。

建設工事では、金額ベースで83.9%、建設工事関連の業務委託で87.7%、下請負人の活用では76.5%、建設資材の調達では89.3%となっております。昨年度と比べていずれも増加しております。

主な増減要因ですが、令和4年度が上昇して

おりますのは、令和2年度から3年度にかけて行われました大型案件で県外企業への発注率が高かった新県立宮崎病院の関連工事が一段落したことなどによりますが、建設工事の金額ベースが約8割にとどまっておりますのは、新宮崎県体育館や新宮崎県陸上競技場関連工事等の大型案件が県外企業への発注となったことなどによるものであります。

42ページを御覧ください。

情報システムや物品等調達関係などその他の分野です。

主な取組といたしまして、情報システム調達関係では、一定の入札可能業者が確保される案件につきましては、入札参加者を「県内に本店または支店を有する者」に限定することや、物品等調達関係では、県内企業で対応可能な物品等については、優先的に県内企業から調達するなどの取組を行っているところであります。

43ページを御覧ください。

県内発注率ですが、令和4年度は、情報システム調達関係では、金額ベースで12.6%、物品等調達関係では18.9%、業務委託では68.2%、使用賃借では48.5%となっております。

この県内発注率の主な増減要因ですが、情報システムにつきましては、県の情報システムは規模が大きく、専門性の高いシステムが多いため県外企業が受注する割合が高くなっているところであります。

物品調達については、金額の約8割を占める病院局において、県内企業で取扱いのない医療機器、薬品等が多いといった事情により、県外企業への発注率が高くなっているためであります。

また、業務委託につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の業務などが県外企業への

発注となったことにより、県内発注率が低下しているところです。

公共工事をはじめとした各分野における県内企業への優先発注につきましては、今後も実施方針に基づき、引き続き庁内への周知を図ってまいります。

○佐野総合交通課長 委員会資料の44ページを御覧ください。

宮崎県地域公共交通計画につきましては、昨年7月に当常任委員会に計画策定について御報告させていただき、本年6月の当委員会において、計画の骨子案について報告をさせていただいたところでございますが、計画の素案がまとまりましたので、御説明いたします。

まず、1の計画策定の理由であります。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等により、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通計画の策定が令和6年度以降の地域間幹線バスに係る国庫補助の要件となったことを受けまして、策定するものでございます。

なお、策定主体は、国、県、市町村、交通事業者等からなる「宮崎県地域公共交通協議会」であり、本日、御説明いたします素案につきましては、去る11月20日に開催いたしました同協議会において御審議いただいたものでございます。

次に、2の計画（素案）の概要であります。

(1)、計画の区域等につきましては、県全域を対象とし、当面は、複数の市町村にまたがる広域的なバス路線を中心とした計画とすることとしております。

なお、鉄道を含め、その他の交通モードについては、必要に応じ、計画を改定することで対応してまいります。

次に、(2)、計画の期間につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間としており、(3)、目指す姿を「将来にわたり持続可能な地域交通ネットワークの構築」としております。

また、基本方針として、1つ目に、「誰もが利用しやすい環境の整備や魅力発信などによる需要の掘り起こし」、2つ目に、「関係者間の連携・共創や路線の見直しなどによる運行の最適化・効率化」、3つ目に、「路線維持のための支援や運転士確保の推進などによる運行基盤の整備・充実」を掲げております。

次に、45ページを御覧ください。

(4)、計画の目標であります、本県を目指す姿や基本方針を踏まえ、計画の目標及び指標と目標値を設定しております。

こちらに記載しておりますとおり、「利用者数の増加」、「収支の改善」、「運転士数の増加」の3つを目標に、「広域的なバスの利用者数」をはじめとする4つの指標を設けております。

なお、各指標の目標値につきましては、いずれもコロナ禍前である令和元年度の数値としており、計画期間である令和10年度までのなるべく早い時期に達成し、その後、維持できるように取り組むこととしているところでございます。

次に、46ページを御覧ください。

(5)、目標達成のための施策・事業であります。

先ほど御説明いたしました3つの基本方針、目標ごとに、それぞれ、関係する施策や事業につきまして、こちらの体系図のとおり整理しております。

47ページを御覧ください。

主な施策・事業について御説明いたします。

まず、①、需要の掘り起こしに向けた取組で

ありますが、1つ目の丸、「バス利用促進協議会の設置と効果的な利用促進策の検討・実施」につきましては、左下のイメージ図のとおり、新たに県・市町村・バス事業者等で構成する宮崎県バス利用促進協議会（仮称）を設置し、関係者が一体となって、より効果的な利用促進策の検討・実施などに取り組んでまいります。

また、この協議会の枠組みを活用し、利用促進策の検討・実施に加え、バスを中心とした各交通機関の結節の強化（乗り継ぎの円滑化）等に取り組むとともに、担当職員向けの研修会等を開催をいたします。

48ページを御覧ください。

②の運行の最適化・効率化に向けた取組であります、3つ目の丸、「利用実態等に応じた地域間幹線バスのあり方の検討」につきましては、右下の表にありますとおり、各路線の状況を客観的に評価するための指標を設けた上で、関係者間で在り方を検討し、路線の最適化・効率化をさらに進めてまいります。

49ページを御覧ください。

③、運行基盤の整備・充実に向けた取組であります、2つ目の丸、「大型二種免許の取得支援等による運転士確保」につきましては、中段のイメージ図にありますとおり、大型二種免許の取得等に係る教習費用を補助するとともに、環境負荷の軽減や運転士不足への対応の観点から、3つ目の丸のとおり、「EVバスの導入や自動運転技術の活用に係る検討」にも取り組んでまいります。

最後に、3の今後のスケジュールにつきましては、今回報告いたしました素案により、今月中にパブリックコメントを実施し、その後、協議会や本常任委員会、パブリックコメントでいただいた御意見等を踏まえた上で必要な修正を

行い、来年2月に協議会において計画案を承認いただき、2月定例会の本常任委員会において、御報告させていただくこととしております。

続きまして、委員会資料の50ページを御覧ください。

宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定につきましては、6月の本常任委員会で御報告しておりましたが、こちらにつきましても素案がまとまりましたので、御説明いたします。

まず、1の改定の趣旨であります。本戦略は、県総合計画のアクションプランに定められた交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくため、具体的な取組を体系的に示すものとして、平成25年から策定しているものでありまして、今年6月に新たなアクションプランが策定されたことに伴い、本戦略についても改定を行うものでございます。

次に、2の戦略の期間であります。令和6年度から令和9年度までの4年間としております。

次に、51ページを御覧ください。

3の戦略の構成であります。本戦略は交通と物流に大別しており、Ⅰの「本県の交通・物流を取り巻く環境」を踏まえながら、Ⅱの「交通・物流それぞれの現状と課題」を抽出しております。

交通では、利用者の減少・運転手不足など、物流では、物流の2024年問題などを主な課題としているところでございます。

こうした課題に取り組むため、Ⅲにありますとおり、目指す姿を、「将来にわたって県民生活や県内産業の成長・発展を支える交通・物流ネットワークの構築」と定めております。

そして、この目標を達成するため、それぞれに基本方針を定め、関係部局が連携しながら、

Ⅳにあります主な取組を展開していくこととしております。

次に、52ページを御覧ください。

4の戦略の概要であります。

まず、(1)にありますとおり、基本方針と施策を表のとおり整理しております。

交通の基本方針は、1の持続可能な地域公共交通ネットワークの構築と、2の国内外との交流を活性化させる交通ネットワークの構築、物流の基本方針は、1の安定輸送を担う物流ネットワークの構築と、2の効率的な輸送体系の実現としております。

また、交通・物流に共通するものとして、1の災害に強い交通・物流体系の確保と、2の交通・物流分野の脱炭素化の推進を掲げております。

次に、53ページを御覧ください。

(2)の展開する主な取組につきましては、基本方針に基づく施策ごとに代表的なものを御説明いたします。

まず、①、交通の主な取組ですが、施策1～3につきましては、先ほど御説明いたしました宮崎県地域公共交通計画(素案)の取組内容であり、利用促進や運転士確保などを進めてまいります。

また、施策6、海外との交流を活性化させる国際交通ネットワークの構築であります。コロナ禍によって運休となっている国際定期便、宮崎ー台北線の早期再開を図るため、積極的なチャーター便の誘致活動やセールス活動を実施してまいります。

次に、54ページを御覧ください。

②の物流の主な取組であります。

施策2、安定輸送の実現に向けた物流構造改革の推進につきましては、物流の2024年問題対

策として、丸の2つ目にありますとおり、業務の自動化・機械化による省力化、点呼・配車管理などのデジタル化といった物流DXの推進や、船舶や鉄道へのモーダルシフトに積極的に取り組んでまいります。

施策4、荷主・消費者への理解促進につきましては、物流の2024年問題対策には、荷主や消費者の理解・協力が不可欠であることから、意見交換会の開催のほか、意識改革や行動変容を促すための啓発活動を実施いたします。

次に、55ページを御覧ください。

③、共通の主な取組であります。

施策2、環境負荷の少ないグリーンな交通・物流の促進につきましては、車やバスで通勤する県民が毎週水曜日にバスを半額で利用できるエコ通勤割引制度の普及・啓発など、公共交通の利用促進に取り組むとともに、EVバスの導入に向けた検討、モーダルシフトや積載率向上等による物流システムの効率化などを進めてまいります。

また、戦略を進めるにあたっては、アクションプランに掲げている目標のうち本戦略に関するものを抽出した(3)の数値目標の達成に向けて取り組んでまいります。

最後に、5の今後のスケジュールであります。今回報告いたしました素案について、今月中にパブリックコメントを実施するとともに、関係機関や市町村との意見交換を実施してまいります。

その後、意見を集約し、成案を策定した上で、2月に行う宮崎県交通・物流対策推進本部会議において審議し、戦略を決定することとしており、3月開催の本委員会において成案を御報告させていただくこととしております。

○守部産業政策課長 資料の56ページを御覧く

ださい。

「産業のデジタル化に関する現状と課題」アンケート結果について御説明します。

まず、1、アンケートの目的についてであります。

県では、産業のデジタル化を推進する上で、各産業に共通する課題につきまして、以下のとおり3つ設定し、令和4年度より事業に取り組んできております。

今回、コロナ禍を経て、デジタル化・DXという言葉が社会経済に浸透してきている中、改めて本県における産業のデジタル化に向けた県内事業者の現状把握、課題分析を目的として、アンケートを実施したところであります。

アンケートの概要は以下の枠に示しておりますが、県内事業者約3,400者から474件の回答をいただいております。回答率は14%ではありますが、一定の傾向はつかめていると考えております。

また、あわせて、17事業者を直接訪問して、デジタル化に必要な人材に関するヒアリング調査を実施しました。

次のページを御覧ください。

アンケート結果をデータで示しております。

まず、(1)、デジタル化の現状につきましては、予定を含めて9割以上の事業者がデジタル化に前向きに取り組んでおります。

次に、(2)、デジタル化に取り組む基盤の有無につきましては、デジタル化が自社の業績に及ぼす影響の把握や、デジタル化の戦略等の策定を行っている事業者が一定数いるものの、「該当なし」として計画的な取組とはなっていない事業者が多い状況にあります。

次に、(3)、デジタル化に取り組む上での課題につきましては、システムや技術等に関する知見のほか、社内体制や組織、投資予算、人材

の育成・確保に課題を感じている状況にあります。

次に、(4)、人材の育成・確保の必要性につきましては、前の(3)の問いで、「人材の育成や確保」を課題とした事業者のうち、どのようなレベルの人材が何人ぐらい必要かについてアンケートを実施したもので、以下のとおり、「経営者層」、社内の「IT技術者」、社内デジタル化を推進する「リーダー層」、「一般従業員層」の4つの区分で確認しました。

結果としては、各階層とも2人欲しいという事業者が多く、最低1人は必要としている回答も多いことが分かりました。

次のページを御覧ください。

次に、(5)、県の支援事業の活用状況につきましては、県の支援事業があることを知らないという回答が4割を超えており、周知・広報の在り方について検討が必要であると考えております。

また、県の支援事業を知っているが活用していないという事業者も4割近くおり、その主な理由について、次の(6)のグラフで確認したところ、セミナー・研修について「忙しくて参加できない」という回答が多く、現状の業務で手いっぱいな事業者が多いことが伺えます。

一方で、(7)、県や関係機関に期待する支援について確認したところ、補助金や融資制度というお金に関する要望が最も多かったですが、セミナーや勉強会などの学びの場に期待する声も多かったことから、より研修等を受講しやすい環境づくりについて、検討していく必要があると考えております。

次に、(8)、人材の育成・確保に関するヒアリング結果の要点をまとめております。

これらのヒアリングから、人材の育成・確保

の必要性は確認されているものの、採用や社内教育がなかなか進んでいない状況にあることが、改めて分かりました。

次のページを御覧ください。

3、アンケートを踏まえた産業のデジタル化に向けた課題と対応の確認についてであります。

まず、①、事業者の理解が進んでいないという課題につきましては、デジタル化に向けた戦略等の策定や社内体制の整備につなげていくためにも、引き続き理解促進が必要であります。

次に、②、デジタルスキルを持った人材が不足しているという課題につきましては、社内の役割や階層に応じた社内人材のリスキングを進めながら、長期的な視点で人材育成・確保を図る必要があります。

次に、③、費用対効果が見えにくく、設備投資に至らないという課題につきましては、県内でのデジタル化実装事例をより多く創出していく必要があります。

その上で、矢印の下になりますが、社会経済の動きやデジタル技術等の動きを捉えながら、最適なシステム等の実装を進めていくためには、特にその基盤となる人材の育成・確保が最も重要でありますことから、産業におけるデジタル人材育成のための取組の方向性を示す指針の策定が必要であると考えております。

次に、4、産業におけるデジタル人材育成のための取組指針骨子案についてであります。

まず、(1)、策定趣旨であります。本県における産業のデジタル化に向けた現状と課題を整理し、特にデジタル化を推進するに当たって基盤となる人材育成に向けて必要な取組の方向性を示すことで、県や産業支援団体、教育機関等の県内関係機関が連携して産業のデジタル化に向けた取組を加速させ、将来に向けて本県の

地域産業の活力を維持していくことを目指すものとして策定を考えております。

以下、内容の骨子として、今回御報告した産業のデジタル化に関する現状と課題、目指すべき姿、取組の方向性について示す予定であります。

最後に、5、今後のスケジュールについてであります。

今月から年明けの1月にかけて、関係各課で構成する地域産業部会と県内産学官で構成するデジタル社会推進協議会における意見聴取等を行った上で指針を策定し、2月定例会の本常任委員会で報告させていただきたいと考えております。

○中村人権同和対策課長 常任委員会資料の61ページを御覧ください。

宮崎県人権施策基本方針の素案についてであります。

本方針は、9月定例会の常任委員会で骨子案について御報告いたしましたが、このたび素案をまとめたところであります。

具体的な方針の素案は、別冊の資料3になりますが、本日は、常任委員会資料で概要等について説明いたします。

まず、1、方針の策定についてであります。本方針は、令和4年3月に施行しました宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき策定するものであります。

策定に当たりましては、現在の方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針を踏襲しつつ、条例や昨年度実施した県民意識調査の結果等を踏まえることとしております。

次に、2、これまでの検討状況であります。6月と9月の常任委員会で報告したほか、宮崎県人権施策推進懇話会で外部有識者の意見をい

ただくとともに、女性や子供など個別の人権課題に関係の深い団体からの意見聴取を行い、素案を作成しました。

次のページを御覧ください。

3、素案の概要について、現方針からの追加・変更点を中心に説明いたします。

第1章、「はじめに」では、本方針策定に至った背景等をまとめております。

まず、1、方針策定の趣旨では、条例の施行や新型コロナの流行に伴う人権問題等について記載しております。

次に、2、方針の目標としては、条例を踏まえ「お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現」としております。

3、方針の性格としては、条例に基づく方針であることや県総合計画の部門別計画であることを記載しております。

4、人権をめぐる国内外の状況では、現方針策定後の状況として、いわゆる人権三法やこども基本法、LGBT理解増進法等の施行や、新型コロナ感染拡大に伴う差別、誹謗中傷等について追記しております。

次のページを御覧ください。

第2章、人権施策の推進は、人権施策全般について記載した総論部分になります。

まず、1、人権の視点に立った行政の推進については、条例の中で、県の責務として県行政のあらゆる分野において人権を尊重し、人権施策を積極的に推進すると定めていることを踏まえ、今回新たに追加したものであります。

次の2、人権意識の高揚を図るための施策、3、相談支援体制の整備につきましては、現在の方針を踏襲した内容となっております。

次のページを御覧ください。

第3章、分野別施策の推進では、女性や子供など個別の人権課題に関する施策の方向性等を記載した、人権政策の各論部分になります。現方針からの追加・変更点のうち特徴的なものを中心に説明いたします。

まず、5、同和問題では、近年問題になっておりますインターネット上での差別的な書き込み等の差別事象に対するモニタリングに取り組むこととしております。

また、7、HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等では、新たに新型コロナウイルス等の新興感染症について追記しております。

次のページを御覧ください。

10、多様な性では、公文書における性別記載欄の見直しなど生きづらさ解消に向けた取組を追加しております。

13、働く人は、昨年度実施しました県民意識調査の結果、県民の関心が高かったことから新たに追加した項目になりますが、企業に対する啓発・研修や相談支援体制の整備・充実に取り組むこととしております。

次のページを御覧ください。

第4章、方針の推進では、県の推進体制や国、市町村との連携等について記載しておりますが、現在の方針を踏襲した内容となっております。

最後に、4、今後のスケジュールとしましては、今回の説明の後、パブリックコメント等を経て、2月定例会に方針案を上程する予定であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○坂本委員 一番最初に御説明いただきました県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和4年度の実績等についてお伺いします。御説明いただきました結果というか、

この数字が平成28年から令和4年まで記載されておりますけれども、あまり効果がないのかなと見るのか、施策がなされているから何とかここで踏みとどまっていると見るのか、どのように評価されているのかを教えてください。

○中尾総合政策課長 庁内を対象に、県内発注率を上げるためのいろいろな取組をしているところでございます。確かに数字だけを見ると低い部分はありますけれども、先ほど申し上げたとおり大型案件——例えば県立病院であるとか今回であれば新体育館や新陸上競技場、そういったどうしても県内ではなかなか受注できないものの金額が高いために、数値としてはちょっと落ちている部分もあるかと思いますが、それを除くと一定の効果はあると考えております。

○二見委員 関連して伺いたいんですけども、これはあくまで県内の企業であるかどうかだけの数字なんですか。

○中尾総合政策課長 県内の企業ということでまとめた数字でございます。

○二見委員 非常に大事なことでもあると思うんですけども、その一歩先、県内の企業であっても取り扱っているものが県内のものなのか、県外から持ってきているものなのか、やはり現場では言われたりするんです。

地産地消の話もそうなんですけども、同じ県内企業でも、企業規模を考えたときに別のほうに行ってしまう。でも、取り扱っているものは、うちは県内のものを使っているんですけども、あつちはよそから持ってきたものを使っている。そういったところまで踏み込んで、今後見ていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は今どんな状況ですか。

○中尾総合政策課長 確かにおっしゃるとおり、この数字では、例えば物品調達において県外か

ら調達したというところまでは精査しておりません。例えば物品等ではなくて業務委託等で採択する場合、県内に営業所を有するものの中から選定するよう努めることとか、そういった条件をできるだけつけて、県内企業の調達率を高めるような仕組みにしておりますが、物品等については今そのような調査をしていないところですので、今後そのあたりは整理していきたいと考えております。

○二見委員 結構大事なところかなと思うんです。その企業が次の経済波及効果というか、つながっていくわけじゃないですか。だから、県内で経済をある程度回していけるように、それによって次につながっていく、下請け業者もちゃんと成長していく、宮崎県内の企業がしっかり育っていくような循環をつくるのが必要なのかなというのがやはりありますよね。そこは検討もだけれども、できる限り何らかの形でしっかり取り組んでいってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

○岩切委員 話題が変わりますけれども、資料46ページの宮崎県地域公共交通計画の素案についてですが、一番下のほうに「運行基盤の整備・充実」ということで、大きな目標は運転士数の増加とあるんですが、そのための施策事業としてEVバスの導入等が書かれております。委員会で日田彦山線のBRTを視察させていただきました。そのシステムを日南線の一部や吉都線の一部において利用することがあったとすれば観光誘客や利便性の向上等につながる可能性は高いなという感想を勝手に持ちました。BRTも含めて、そういう新しい交通体系の導入等は今回の公共交通計画の中に今回書かれているのか、そのあたりを確認したいです。

○佐野総合交通課長 EVバスや自動運転につ

いては、EVバスの導入に向けた検討であったり、先進事例の調査という形で計画の中では書かせていただいているところでございます。

1つにはコロナ禍が続いたというところで、EVバス導入には国の補助金等もあるんですけども、なかなかまだそこまではバス事業者のほうの対応が難しいかなと考えているところでございます。

○岩切委員 宮崎県の置かれている公共交通の現状の中で、課題は幾つもあるところなんですけれども、現場視察の中でJR九州のBRT移行に対する意欲を強く感じたんです。もちろん鉄道の維持というのは1つの目標になるんですけども、最大の目標は地域住民の交通手段の確保ということになりますので、鉄道にしるバスにしる、確保し続けられるということが目標になると思います。そういった意味ではこれから5年間をしっかりと考えていくには、もう入りを過ぎていく段階の新しい技術だと思いますので、そのあたりをこの宮崎県の交通体系の中に盛り込むとしたらこうだねというところが議論される段階にあるんじゃないかなと感じます。それで、この中にはないんでしょうかという質問をさせていただきました。

これから計画が策定、完成されるまでの間に、何度か議論いただく機会があるんだろうと思うんですけども、ぜひそういったことを含めて御検討いただけるとありがたいと思います。

○佐野総合交通課長 今、お話がありましたように、今回新たに作らせていただいた計画の特徴としては、やはりAIデマンド化だったり、キャッシュレス決済の導入だったりというところで、デジタル化、省力化というところが一番のメインになってくるところかなというところもでございます。そういったところをしっかりと検

証しながら、できれば計画の見直しも行いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本委員 地域公共交通計画について、私からも2つ伺います。

広域的なバス路線を中心とした計画と記載してありますので、これが当てはまるかどうか分かりませんが、宮崎市に限っての話なんですけれども、今、バスレーンが朝と夕方に橋通りとかに設置してあります。この効果検証が、この地域公共交通計画がこれから組まれていく上で、なされるのかどうか。これは先日、議会前に合同政策研究会をさせてもらった際、ぜひ説明を受けたいとお願いしましたら、警察の方が来られて、朝晩の混雑状態等について説明していただきました。今後、バス利用者を増やしていく上で、バスに乗ったほうが時間通りに行けるという効果が見られているのか、それがちゃんと周知されているのか。

バスレーンを今後継続していくのであれば、そういった効果検証をしっかりとった上でやる。

あそこをやっているばかりに混雑して、一般車両が渋滞に巻き込まれるということならもうなくすという、それをどこかで判断すべきではないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○佐野総合交通課長 ありがとうございます。今、この素案の中にその件について書かれているということはございません。また、いろいろと御意見もいただく中で、この宮崎県地域公共交通協議会の中で協議を進めているところですが、この協議会のメンバーには宮崎県警察本部の交通部も入っていただいているところでございます。今、お話しいただきましたバスレーンにつきましては、改めて私どものほうから警察のほうに確認して、もし、ここに落とせ

るようなものであればそういたします。そこについては改めて確認して、御報告させていただければと思います。

○坂本委員 ということは、このバスレーンの考え方というか、この管理というか、担当は警察になっているんですか。

○佐野総合交通課長 道路の規制関係は警察です。当然、道路管理者である国、県の県土整備部も関わってはいると思いますけれども、基本的には警察が規制をかけていらっしゃるというところでございます。

○坂本委員 これはそもそも過去の話になりますけれども、社会実験をやって、バスを利用したほうがというようなことをやった。そういう地域の交通計画に基づいてやっているものと理解してはいたけれども、そうではないということですか。

○佐野総合交通課長 少なくとも県の計画に基づいているものではないです。また、宮崎市がどういうふうを考えていらっしゃるかはちょっと存じ上げないところでございます。

○坂本委員 もう一つだけ。先ほど岩切委員から県外調査の件が出ましたので、併せてここでお聞きします。この総務政策常任委員会もそうだったんですけれども、特別委員会でも、県外のバス事業者だったんですが、立て続けに借りていたバスが故障して、入れ替えをしたという非常に珍しい事例があったんです。

それで、これはどういうことかなということで、バスの中でいろいろ話になったんですけれども、1つは、やはりコロナ禍の中で事業を続けていくために、持っていらっしゃるバスを一定の期間使わないと見込んで売りに出されて、それをコロナ禍が明けてお客さんが増えてきたので買い戻そうとするけれども、今度は半導体

の問題等で簡単に車両が入ってこない、そういったことが背景にあって、お客さんを乗せるためにかなり無理して古い車両を使っているのではないかと推測したんですが、県内において、特にバス事業者が、コロナ感染拡大時に持っている車両を手放したとか、またそれを買戻そうとしてもなかなかうまく入っていないとか、そういう状況というのは把握なさっていますでしょうか。

○佐野総合交通課長 私も県内のバス事業者からコロナ禍の間に保有していたバスを処分されたというお話をお聞きはしています。それと、コロナ禍で中古のバスが安い間に買われたという方もいますし、先ほどお話がありましたように、今は新車が入らないというところもございまして、中古のバスの価格が相当上がっており、手が届かないというお話も伺っているところでございます。ただ、相対的には少なく、本県でバスが少ないのは、基本的には運転士が少ないというのが圧倒的に多い理由かなと思っています。

○坂本委員 分かりました。運転士についてはよく理解しています。今申し上げましたのは、私たち大人が乗っていて、次の乗り継ぎに遅れるとか間に合わないということだけではなくて、修学旅行その他、子供、それからそれこそ高齢者の方も含めて、いろいろな方が乗られることが想定されて、それが事故等につながるというちょっと怖いことも想像したものですから、状況の把握に努めていただければと思っています。よろしくお願いします。

○二見委員 この計画の中にシニアパスが入っているじゃないですか。ちょっと細かい話かもしれませんが、このシニアパスは大体どれくらいの利用者がいて、どれくらいの予算

で今やっているんですか。

○佐野総合交通課長 シニアパスにつきましては、10月から利用可能ということで、8月、9月ぐらいから申込みを始めたところでございます。10月末の数字ですけれども、申込みが1万4,000枚、利用実態としては1万6,000人回とお聞きしているところでございます。

○二見委員 予算とかは特にないんですか。

○佐野総合交通課長 予算については、今年度が1,610万円ほどで、令和6年度に事業者の負担分を補填するものですから、令和6年度の予算が約1億2,000万円となっております。

○二見委員 今回の回数数字は、確か松本議員の質問でしたか、何か答えているのを今聞きながら思い出したんですけども。今後の交通事情を考えたときに、これは全般的に言えるかもしれないんですが、行政って高齢者には結構優しいよね、けれども若い人たちには厳しいよね。宮崎の場合は、自家用車の自動車社会ですから。

考えたんですけども、今、学生も県外に流出しているじゃないですか。学生をいかに宮崎県に持ってくるかを考えたときに、県外から来た学生というのは引っ越してくるわけだけでも、基本的に足がない人たちだと思うんです。もちろん学生として、通学の定期券とか、そういうのは購入できるかもしれないけれども、生活の足として、こういう公共交通機関を使いやすくなるような、まさにこのシニアパスじゃなくて学生パスみたいなのをつくってあげると——宮崎に来た子たちというのはとにかく運転免許を取りにいかないといけない、中古でも小さくてもいいから車を買わないといけないという宮崎特有の環境があるわけです。こういう人たちに対する宮崎県としての行政サービスというのは、1つ立案しても決して悪くはないんじゃないか

など。まして、学生の人数だからべらぼうに多いわけでもないと思うんです。

これによって宮崎県のイメージがよくなり、若者がこっちに来るようになるとか、そういった視点からの今後の対策も検討していく必要があると思うんです。同じものを作ったほうがいいですよと言っているわけじゃなくて。その辺の視点を変えていくことが今、知事が言われている、将来に向けたビジョン——若者たちが住みやすくなるような方向性を築いていく必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○佐野総合交通課長 ありがとうございます。学生につきましては、これまで私どももいろいろと考えてはきているところなんですけれども、やはり学割の部分で、定期券については事業者もかなり金額的に配慮をされているといったところもあって、まだそういった企画乗車券まではないんですけれども。

今後、バス利用促進協議会で、学生も使いやすいようにQRコードの読み取り端末を入れるとか、もしくは、一定額を上限とした企画乗車券を検討したりとか、そういった中で、今、お話がありましたような、学生向けというところも併せて検討させていただければと思ったところでございます。

○二見委員 何のためにバスを使うか、公共交通機関を使うかです。この間行った島根県の私鉄はそうだったんですけれども、半分は日常生活、半分は観光。この観光の部分、要するに日銭が入ってこない、この交通事業というのは難しい。やはりそこを何とかしてやっていかなければ——特に吉都線とか日南線は観光につながられるんじゃないかなと何となく思うんですけれども。

ちょっと一緒に乗ってみましょうか。キットカットのラッピングのときには乗りましたけれども、あのときは都城駅を出て東霧島神社に行つて、そのまま帰ってきましたが結構な待ち時間でした。ほかに行けるようなところをしっかりと交通サイドからというか、これは観光サイドになってくると思うんですけれども、そこら辺も今後の計画の中でしっかり見込んでいかないといけないのかなと感じたところでした。

○福田副委員長 今回のこの素案を見ていますと、基本方針というのが資料44ページから大きく出まして、「需要の掘り起こし」、「運行の最適化・効率化」、そして「運行基盤の整備・充実」と、そして46ページに基本方針と目標というのが出まして、そして施策・事業というのはいまよく流れがつかめるんです。その中で、具体的に例えば、「需要の掘り起こし」の目標の「利用者数の増加」につながっている枠の中に、「バス利用促進協議会の設置と効果的な利用促進策の検討・実施」などがあるんですけれども。

こういうところでどこまで勘案されているのか、例えば、飛行機の時刻とかそういうのも考えた上でいろいろ検討されているのか。

また、もう一つ、時期的なものもいろいろ考慮して検討されているのかも質問いたします。

○佐野総合交通課長 当然、先ほどの飛行機も含めて結節というのが大事で、交通事業者同士もいかに連携を図ってその調整をやっていくかというところでもありますので、まさしくこの協議会の中でやっていきたいと思っているところでございます。

○福田副委員長 もう一つの質問の時期的なものについて、正月とかお盆とか連休に物すごく困った事例として、例えば高速バスから飛行機へ乗り継いで移動する際、今言われました結節

を考えるわけですが、バスが1台来まして乗ろうとすると、いやもう乗れません、満員ですということでそのまま過ぎ去るんです。そうすると、お客さんとしては飛行機の出発時刻が頭にあるものですから、物すごく慌てるんです。そういうことも不具合として挙がってきているんじゃないかと思うんです。言葉では「効率的に」とあるんですけれども、どの辺までそういうことを考えていらっしゃるのかなと思います。

○佐野総合交通課長 今お聞きした事例は、私どもにそんなに多く届いているところではないんですけれども、私どもに届いた事例は、こういう協議会という場ではなく、必ずその交通事業者に直接つないで、もし何か問題があれば是正をお願いするという形で対応させていただいているところがございます。

○脇谷委員 資料60ページの産業におけるデジタル人材育成のための取組指針について、とてもいい取組をされるなと思っております。アンケート結果に出ましたように、経営者の意識がそこまでいっていないことに、とても納得しました。県民性もあるのかもしれませんが、中小企業の多い宮崎県において、研修やセミナーを設定したとしても、経営者の方は忙しいと言って結局はなかなか参加されない。しかし、飲みに行ったり遊びに行ったりされている方は多いと思っております。研修やセミナーを設定しても忙しいと言って参加されないことを考えれば、「目指すべき姿」の取組の方向性については、やはり経営者の意識を変えていかなきゃいけないと私は思っているところです。

従業員と経営者に向けた支援というよりは、特に経営者に意識を変革していただく。変革というか、叱咤激励の意味を込めての支援がいい

んじゃないかなと思っているんですけれども、経営者に向けての取組の方向性についてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○守部産業政策課長 委員からの御指摘、私も同様に考えておまして、実は今年度からリスクリング事業ということで、「産業デジタルリスクリング事業」をやっておまして、経営者層、リーダー層、一般層と3つの階層に分けて人材育成をやっております。そういった中で、委員が言われたように、やはり経営者の意識が一番DXを推進する原動力になると思っておりますので、このリスクリング事業をはじめとして経営者層に刺さるような事業をやりたいと思っております。

参考までに、リスクリング事業は今年度から実施しているんですが、経営者層につきましては定員を超える方から御応募いただきまして、今まさにその人材育成をやっているところでありまして。

○脇谷委員 よろしくお願いいいたします。

○川添委員 資料45ページの地域公共共通計画に戻るんですけれども、指標2-1の「広域的なバスの収支率」の目標値が60%ということで、運行収入・売上割の経費の数字が赤字の目標値となっていますが、バス事業は当面赤字で、赤字の補填はバス事業者がする形で続いていくということでよろしいでしょうか。

○佐野総合交通課長 もともと地域間幹線バスの要件は、複数市町村をまたがる広域な路線ということと赤字であることなんです。赤字であるんだけど残さないといけない路線については、国と県で赤字の部分を補填しますというものでございます。そのため、基本的に赤字ですが、その赤字をできるだけ圧縮していきましようというところがございます。

○二見委員 もう1つ、先に総合交通課に聞きたいんですけども、この間の答弁の中で東九州新幹線をやっていくという話でしたが、今までと何か違う見通しを持って言われたのか。結構、報道の影響というのは大きくて、やるんだろう、作るんだろうと言われます。どう答えればいいのかというのがあるので、その辺を詳しく教えてください。

○佐野総合交通課長 東九州新幹線につきましては、基本計画路線になって50年ということで、県としても単県だけじゃなく——基本計画路線が全国に11ございます。昨年はその中の5路線が共同で国に対して要望したり、いろいろやっている中ではありますけれども、やはりなかなか動いてはこないところが1つ。

それと、国が今年の骨太の方針の中で基本計画路線に触れていまして、地域の実情に応じて、今後の方向性を調査、検討するというので、ニュアンスが少し変わってきているのかなと思います。また、県民の皆さまの新幹線に対する期待の声は届いているところです。そういったところを知事が総合的に勘案されて、あのよう

に答弁されたところでございます。東九州新幹線を基本としながら、大分県が久大線ルートも含め、前回の計画をリバイスされています。

東九州新幹線は7～8年前の計画になるので、本県においても、計画のリバイス、新八代ルート以外にも考えられるのかどうかというのは、今後、調査・研究していく必要があります。

そういったものを県議会の皆様を含め、県民の皆様にお示しした上で、新幹線整備は国家プロジェクトになっていきますので、やはり機運の醸成もしていく必要があると思っております。

○二見委員 国の方針がプラスに行くのか、マイナスに行くのか、どっちのほうで言ったんだろうというのが正直な感想です。50年間そのままというのはやはりかなりなことだと思います。

話をしている、やはり鹿児島、熊本、大分は宮崎を見ていないじゃないですか。本当に真剣に力を入れてやらないと。新幹線を引っ張ってくるには宮崎が頑張らないとですよね。ましてや隣県をしっかりと巻き込み切ることが大事だと思うんですが、それを早くしていかないと。国のほうが先に何らかの回答を出してくると、非常に困ったことになると思うので、しっかり慎重に速やかに対応を考えていただきたいなと思います。

続いて、人権施策についていいですか。

○山下委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。質疑が続いておりますが、時間が参りましたので、残りの質疑については午後1時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で午前の質疑を終わります。

午後は1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時57分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様から質疑をお願いします。

○二見委員 資料64ページの人権施策基本方針について、7、感染症患者等という分野が今回書き加えられるということで、恐らく新型コロナが流行った折に、知見がないものだから罹患された方が非情な誹謗中傷を受けたり、そういったことがあったからだと思うんです。大事なこ

とだと思えるんですけども、ただ、その定義の仕方というか、「新興感染症等の感染症に関する正しい知識」と言っても、その正しい知識がない段階でそれを広げるのか、どう対応するイメージで加筆されたのか、その辺を教えてもらえないでしょうか。

○中村人権同和対策課長 第3章「分野別施策の推進」の7、「H I V感染者・ハンセン病患者・感染症患者等」の中に赤字で書いてありますように、新興感染症等の感染症に対する正しい知識の普及啓発を付け加えております。まさにおっしゃったように新型コロナを想定して書いているわけでございます。

今回の新型コロナにつきましても、おっしゃったとおり、発生した当時ほどのようなものが分からないことから、感染者に対する差別や医療従事者に対する誹謗中傷といった問題が起こったわけでございます。ある程度どういふものが分かった後でも、そういう差別的なことが続いていたという状況もございますので、新型コロナを含む新興感染症等の流行に伴う差別行為の防止ということで、具体的には、パンフレットの作成であるとか一般向けの講習会であるとか、学校や職場での啓発等を通じて、分からない段階では分からない段階なりに差別をしてはいけないということと、正しい知識の普及や、誹謗中傷や偏見、差別をしてはいけないといったことを広く啓発していくことになるかと考えております。

○二見委員 ここでは「新興感染症等」というふうに区切っているわけですが、新興感染症というのは新しく起こった感染症ということで、先ほど言ったように分からないものですよ。感染がある程度落ち着いて知見が集まってからも対応が必要だと今言われたけれども、何を根

拠に正しい知識として啓発していくのか。何かちょっと違うような気がします。だって初期の段階では何が正しい知識か分からないわけですよ。初期の段階から、一応対応はする、その後も継続してやっていくとされているけれども、感染症の症状などの情報を出すというやり方なのか、それとも、ほかのいろいろな病気も含めて、社会としてはこういうふうに対応していきましょうというやり方なのか。

新興感染症に区切ることが本当にいいのかなと思うんです。もちろん今から何が出てくるか分からないという、想定での言い方だと思うんですけども、この新興感染症という言い方がいいのか、どうですか。

○中村人権同和対策課長 昨年、「人権に関する県民意識調査」を行いまして、その中で、関心がある問題ということでコロナの問題も挙がってきております。そういったことを踏まえて、この新しい方針の中に、できる範囲は限られるのかもしれないですけども、できる範囲のことを書こうと、従来からある7のH I V感染者等の区分の中で、新型コロナについても何らかの形で書くべきではないかということで、新型コロナは新興感染症、従来からあるものについては再興感染症という表現を使っているんですけども、それらについても差別や偏見はしてはいけないという一般的な啓発をできるだけしていこうという姿勢で考えているところでございます。

○二見委員 その姿勢はいいと思うんですけども、表現の仕方がこれでいいのかなと感じるんです。この間の新型コロナを受けて対応しないといけないというのは分かるんですけども、これから先、取り組んでいくことの方針でしょう。ああいうことが起こるのは、別に新興感染症だ

けでもない。もちろん「等」となっているけれども、こんなふうに具体的に列記するより、もうちょっと大きく捉えた方がいいんじゃないのかなと思います。今、おっしゃったように、以前の病気が再び発生した場合にも——神戸のほうでしたか、麻疹が流行ったりとか、今それこそ梅毒も増えているとか。とにかく、この表現の仕方はこれでいいのかなと言っているだけのことなんです。

○中村人権同和対策課長 別冊資料3として、当方針の素案がついていますがけれども、その中では、「H I V感染者等」、「ハンセン病患者・元患者等」、「感染症患者等」という3つに大別しております。

新型コロナや新型インフルエンザの関係など、もろもろの新興感染症、再興感染症について35ページに詳しく書いてあるんですけども、項目としては「感染症患者等」という区切りの中でそれらもろもろを表現してございます。

○川添委員 人権施策基本方針について、資料64ページの5、同和問題ですが、赤文字で新たに「インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象に対するモニタリング」とあるんですが、関西のほうでは特によく見かけたりすると聞いたことがあるんですけども、宮崎県内においてもこういうネット上への書き込み事例が既に出てきているんでしょうか。

○中村人権同和対策課長 おっしゃるとおり同和問題に関しては、以前からインターネット上の特定の掲示板で同和地区名を掲載したり、関係者に対する差別的な書き込みをすることといったことが全国で行われておりまして、本県でも、そんなに頻繁ではないんですけども、そういう事例がございます。

定期的に特定の掲示板を見て、キーワードを

検索して、地区名や関係者を誹謗中傷するような表現が書かれていないかなどを確認していくことをモニタリングと言うのですけれども、おっしゃったように、関西地区とかそういったところで物すごく多いんですが、本県でも全くないわけではないので、今後はモニタリングもやっていかなきゃいけないのかなと考えております。

○岩切委員 話題が変わりますがけれども、資料の55ページ、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の素案についてでございます。

数値目標の欄がございますけれども、現況が令和3年度の数字になっていまして、極端に目標値が大きく見えるわけでありまして。コロナ禍における実情が現況に記載されていますが、コロナ禍での宮崎における利用実態をベースに目標値が読み取れるようにするほうが分かりやすいのではないかなと感じたんですが、いかがでしょうか。

○佐野総合交通課長 表記的には、このような形でコロナ禍の数字、目標については、例えば「宮崎空港の乗降客数」につきましましては、過去最高が349万人、コロナ禍前の令和元年度が319万人ぐらいということで、それらを基に計画を立てております。そういったところがもう少し分かるように工夫したいと思っております。

○岩切委員 この2～3年は特別な期間だったと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

「外国人延べ宿泊者数」も1万人泊を36万人泊にすると読めば、36倍にすくなってしまいます。コロナ禍以前の状況を踏まえての令和8年における目標と理解できるようにしていただけると大変分かりやすいかと思っております。

○西丸交通・地域安全対策監 午前中、坂本委員がおっしゃられましたバスレーン関係で補足させていただきたいと思っております。

県が制定しております「第11次宮崎県交通安全基本計画」において、公共機関の利用促進ということで、バス専用優先レーンの制定等について、警察本部も含めまして、県も共同で検討してバスレーン等の制定をしております。

○坂本委員 ありがとうございます。私の考えは午前中申し上げたとおりで、何かの目的を持ってバスレーンを制定したはずなので、それが本当に目的にかなっているのか、このままでいいのかをぜひ一度御検討いただきたいという趣旨で申しましたのでよろしくをお願いします。

○二見委員 物流について確認なんですけど、資料54ページの施策2で、「ホワイト物流推進運動」と記載があるんですけども、これについて教えてもらえますか。

○佐野総合交通課長 ホワイト物流推進運動につきましては、下の米印ですが、国が進めている運動でございまして、トラック輸送の生産性の向上だったり、女性や60代の運転者等も働きやすい環境を整えるということで、今認定を進めているところでございます。県内では17社ぐらいの事業者が既に認定されていると思います。

働きやすい職場環境づくりを今後さらに進めていきたいと思っております。

○二見委員 この間川崎市に行ったときに、女性でも使えるような施設などもできているんだなと思いましたが、60代の運転者に対する環境づくりというのは何かあるんですか。

○佐野総合交通課長 今のところ、具体的には、自動化・機械化による省力化ということで、国のほうも今回、緊急パッケージということで、倉庫での荷役を含めて機械化を進めていくというところでございます。そういったところが高齢の方も働ける環境づくりの部分でございまして。

○二見委員 今までの物流業界は、自分で取り

に行って積み込んで運んで降ろして、ドライバーの労働環境はかなり過酷というのと、そこを分業していなかったというのは逆にびっくりだったところです。今、そこら辺はいろいろと改善していっていると思うんですが、高齢になると運転もきつくなってくるじゃないですか。視界が見えにくくなったりとか、運転されている方から聞くんです。

話を聞いていて、イメージ的には働いている人たちがもう少し長く働けるようにというのが環境整備なのかなと思いました。そういう方向だったらまだ分かるけれども、例えば60代のシニア層の力を当てにしてと言っただけだけれども、そこに注力するのはやめたほうがいいかなと思います。実際、タクシー業界とかもシニア層の力でやってきて、高齢化してしまうと一気にやめてしまって戻ってくるできないというのがあるので。ここの層を新しく入れるというより、今までやっている人たちがそのままもう少し長く働けるようにという取組だったら、ぜひ職場環境の改善という視点からもやっていくべきだろうと思います。

○佐野総合交通課長 委員御指摘のとおりでございまして、これまでは長距離移動のトラックのドライバーは65歳ぐらいで体力的にもきつくなって、そういった方々がタクシーの運転士をされたりという流れが多かったんですけども、ここ最近やはりドライバー不足ということで、働く期間が長くなり、65歳以上になっているところがあります。そういった意味では、御指摘のとおり長く働いていく環境をつくっていくというところでございます。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、最後にその他で何か

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時20分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 総務部です。よろしく願いいたします。

まず、本日、大東総務・市町村担当次長が急遽欠席させていただくことになりましたので、御報告をいたします。

議案等の説明の前に、まず、危機管理統括監よりお礼を申し上げます。

○横山危機管理統括監 危機管理統括監の横山でございます。

去る11月5日に、高鍋町小丸河畔運動公園・河川敷をメイン会場として開催いたしました、令和5年度宮崎県総合防災訓練につきましては、濱砂議長をはじめ、委員の皆様方にも多数御出席いただき、誠にありがとうございました。

当日は、市町村や消防、警察、自衛隊をはじめ、多くの防災関係機関が参加し、各訓練項目ごとにそれぞれの連携を確認しながら、充実した訓練を行うことができました。県としましては、このような訓練を通しまして、関係機関との連携強化や、県民の防災意識の向上を図りますとともに、引き続き、ハード・ソフト両面から、防災・減災、県土強靱化の取組を進めてまいります。

○吉村総務部長 それでは、総務政策常任委員会資料の2ページ目の目次を御覧ください。

本日、御審議をお願いいたしますのは、予算議案が2件、特別議案が「宮崎県部設置条例の一部を改正する条例」など6件、その他報告事項が「新田原基地における日米共同訓練について」の1件になります。

それでは、予算議案を御説明いたします。

議案第1号、第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号、第6号）」の概要を、私のほうから御説明いたします。

まず、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」は、国庫補助決定に伴うもの等に要する経費について、措置するものがあります。

議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」につきましては、国の令和5年度補正予算（第1号）に係るもの、及び職員の給与改定に係るもの等に要する経費について措置するものであります。

次のページをお願いいたします。

補正予算案の歳入財源になります。まず、今回補正額欄の議案第1号の列を御覧ください。

議案第1号の歳入財源は、自主財源といたしまして、下から3段目の繰入金が7,166万円、依存財源の下から2つ目、国庫支出金が6億9,036万6,000円、県債が3億1,050万円で、歳入合計が10億7,252万6,000円となっております。

次に、議案第33号の歳入財源は、自主財源としまして、上から3段目、分担金及び負担金が6億7,133万2,000円、4つ下、繰入金30億1,837万9,000円、2つ下の諸収入7億4,409万3,000円、依存財源の国庫支出金188億5,500万8,000円、県債116億1,230万円で、合計349億111万2,000円の増額となり、補正後の歳入合計は、右隣になり

ますが、7,358億7,641万2,000円となります。

次のページをお願いいたします。

補正予算の歳出一覧を款別に整理しております。

今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。主な事業を御説明いたします。

上から3行目の民生費には、令和4年9月の台風第14号により被災し、死亡された方の遺族へ災害弔慰金を支給する町に対しまして、負担金を支出する経費等であります。次の衛生費は、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物(P F A S)について、県内全域の河川や地下水を網羅的に調査するための経費等であります。

次の農林水産業費は、8月の令和5年台風第6号の豪雨により、新たに発生または拡大した荒廃山地を緊急に復旧整備するための経費等あります。

次に教育費は、国民スポーツ大会に向けた公式テニスの強化指定校であります佐土原高校のテニスコート1面をハードコートに整備するための経費であります。

次に議案第33号の列を御覧ください。

まず、各費目には、給与改定に伴います職員費等の増額分が含まれております。また農林水産業費及び土木費には、国の補正予算に伴う公共事業費を計上していることから、特に大きな増額となっております。

職員費及び公共事業費以外の経費といたしまして、国の補正予算に伴う物価高対策に係る主な事業を御説明いたします。

上から2行目の総務費には、L Pガス使用世帯に対しまして、使用料上昇の影響を軽減するための支援を行うための経費等を計上しております。

その下の民生費及び衛生費には、食材料費高

騰の影響を受ける医療機関や社会福祉施設等に支援金を給付するための経費等を計上しております。

その2つ下、農林水産業費には、農業用資材の価格高騰による負担を軽減するため、農業者に対しまして、被覆資材の価格高騰分を補助するための経費等を計上しております。

その下の商工費には、県内宿泊者に対しまして、県内の土産店等で使用できるデジタルクーポンを付与するキャンペーンを実施するための経費等を計上しております。

補正予算案の概要につきましては以上であります。議案等の詳細につきましては、引き続き、危機管理局長及び担当課室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高妻財政課長 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

3、歳入科目別概要の表でありますけれども、この表の今回補正額の欄と、一番右の説明の欄を、今回、冒頭提案いたしました議案第1号と、追加提案いたしました議案第33号に分けて記載しております。

まず、分担金及び負担金です。議案第33号分で6億7,100万円余を受け入れます。これは、土地改良事業に伴う土地改良区からの分担金等と、土木事業等に伴う市町村等からの負担金でございます。

次に、繰入金です。議案第1号分で7,100万円余、議案第33号分で30億1,800万円余を繰り入れます。議案第1号分は、公共事業の県費負担分

等を財政調整積立金等から繰り入れます。

なお、産業廃棄物税基金とありますが、こちらは新規事業のP F A S存在状況緊急調査の財源の一部として繰り入れるものでございます。

議案第33号分は、給与改定に伴う職員費の増額分や、国の補正予算に伴う事業の県費負担分について財政調整積立金から繰入れを行います。

次に、諸収入でございます。議案第33号分で7億4,400万円余を計上しております。これは、ダム施設の堰堤改良に伴う受託料を企業局から受け入れるものです。

7ページでございます。

次に、国庫支出金です。議案第1号分で6億9,000万円余、議案第33号分で188億5,500万円余を受け入れます。

議案第1号分の国庫支出金は、2種類ありまして、国庫負担金と国庫補助金でございます。まず、上のほうの国庫負担金についてです。

丸の1つ目、民生費国庫負担金ですが、このうち、先ほども部長から御説明がありましたが、災害弔慰費については、令和4年台風第14号により死亡された方の御遺族に町を通じて災害弔慰金を支給するために受け入れるものでございます。

次に、丸の2つ目、農林水産業費国庫負担金です。これは、今年、令和5年台風第6号により荒廃した山地を復旧するため、緊急治山事業費を受け入れるものです。

次に、国庫補助金です。丸の1つ目、衛生費国庫補助金ですが、林業技術センター等の照明をL E Dに更新するため、ゼロカーボン推進事業費などを受け入れます。

その次に、丸の2つ目ですけれども、農林水産業費国庫補助金です。これは、国の補助を受ける酪農農場にバイオマスプラントを導入する

ための調査・設計費用を支給するという業務がございます。このために、みどりの食料システム戦略推進交付金を受け入れるものでございます。

8ページを御覧ください。

議案第33号分の国庫支出金も同じく、国庫負担金と国庫補助金でございます。

まず、国庫負担金でございます。これは、国の補正予算に伴う公共事業を実施するために、道路新設改良費などを受け入れるものでございます。

次に、国庫補助金です。丸の1つ目の総務費国庫補助金ですが、これは国の補正予算に伴う物価高対策として、新型コロナの地方創生臨時交付金のうち、重点支援地方交付金を受け入れるものです。

丸の2つ目、民生費国庫補助金と3つ目の衛生費国庫補助金は、介護施設や医療機関などで働く介護職員等の賃上げを行う費用を対象施設に補助するため、介護保険制度運営指導事業費などを受け入れるものです。

丸の4つ目の農林水産業費国庫補助金と5つ目の土木費国庫補助金は、国の補正予算に伴う公共事業を実施するため、社会資本整備総合交付金事業費などを受け入れます。

9ページでございます。

最後になりますが、県債でございます。議案第1号分で3億1,000万円余、議案第33号分で116億1,200万円余を増額いたします。

議案第1号分は、令和5年台風第6号に伴う荒廃山地の緊急復旧整備に充てるものです。

議案第33号分は、国の補正予算に伴う公共事業に充てるものです。

これら全てを合わせますと、一番下の歳入合計の補正後の欄でございますが、7,358億7,641

万2,000円となります。

○黒岩総務課長 資料の10ページを御覧ください。

11月補正予算案のうち、議案第33号の歳出予算案につきまして、総務部全体を一括して御説明いたします。

議案第33号は、人事委員会勧告等に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正であります。

今回の改定によりまして、常勤職員の月例給は、国に準じて若年層に重点を置きながら、平均で0.97%の引上げとなり、勤勉手当の支給月数につきましては0.1月の引上げとなります。

また、常勤職員に適用される給料表を基礎として計算されている会計年度任用職員の報酬等につきましても、常勤職員に準じて改定されることとなります。

これに伴う総務部の補正額につきましては、一番上の総務部の欄になりますが、9,569万6,000円の増額となっております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄ですが、2,450億1,404万円となります。

資料の11～29ページにつきましては、各課ごとの内訳となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

○徳松行政改革推進室長 委員会資料の30ページを御覧ください。

議案第3号「宮崎県部設置条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1、改正の理由についてです。

令和9年に本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に向けて、開催準備業務の執行体制のさらなる強化を目的として、「宮崎国スポ・障スポ局」を新たに設置するための改正を行うものです。

2の主な改正の内容についてです。

(1)です。現在の7部に宮崎国スポ・障スポ局を追加して7部1局とします。

(2)です。局の追加に伴い、条例名を宮崎県部設置条例から宮崎県部等設置条例に改正します。

最後に施行期日は令和6年4月1日としております。

○蛭原税務課長 資料の31ページを御覧ください。

特別議案の議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由ですが、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました国の森林環境税——以下、森林環境税とさせていただきますが、これが令和6年度から個人住民税均等割と併せて課税されますことから、関係規定の改正を行うものであります。

右の図を御覧ください。これは、森林環境税の仕組みを示したものになります。

まず、①ですが、市町村は個人住民税均等割と赤太線で囲んだ森林環境税を併せて納税義務者に対し課税することとなります。

なお、個人住民税均等割には個人市町村民税と個人県民税の均等割があり、図の中では市町村民税、県民税と表記しております。また、県民税の中に点線で囲んでおります宮崎県森林環境税は、個人県民税均等割に県の森林環境税が加算されているということを示しているものでございます。

次に②になりますが、納税義務者は市町村に対し個人住民税均等割と森林環境税を納めることとなります。

次に③になりますが、市町村は県に対し納付があったもののうち県民税と森林環境税を払い込むこととなります。

最後に④になりますが、県は国に対し森林環境税のみを払い込むこととなります。

なお、本県から国に対し払い込む森林環境税の額は、大まかな計算ではございますが、年間約5億円と見込んでいるところであります。

左のほうに戻りまして2の改正の内容ですが、まず(1)の森林環境税に係る文言の追加につきましては、右の図の③にありますように、森林環境税が県民税と合わせて県に払い込まれますことから、県税条例の個人県民税に係る関係箇所森林環境税の文言を追加するものであります。

(2)の引用条項の条ずれに伴う改正につきましては、森林環境税に関する法令の施行に伴い、地方税法から引用している条文に条ずれが生じますことから改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日ですが、法令の施行日に合わせまして、令和6年1月1日から施行することとしております。

○高妻財政課長 資料の32ページを御覧ください。

議案第28号「当せん金付証券の発売について」であります。

これは、資料の1の提案の理由にありますとおり、令和6年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売額を定めることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付するものであります。

資料の2の発売金額でございますが、100億円以内でございます。これは、参考にありますとおり、今年度の発売額と同額でございます。

○那須人事課長 私のほうから議案第42号、44号、45号の内容につきまして、お手元の委員会資料で御説明いたします。

33ページを御覧ください。

まず、議案第42号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。人事委員会による令和5年の民間給与の調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたことや、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、人事委員会より職員の給与に関する勧告等があったことから、国や民間の給与との均衡等を考慮して、勧告どおり改定することとし、職員の給与に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容についてであります。

まず、給料表は、(1)にありますとおり、人事委員会勧告に基づき、0.97%引き上げることとし、具体的には全ての給料表について、国に準じて引き上げる改定を行います。

次に、(2)の諸手当についてであります。①の初任給調整手当につきましては、医師及び歯科医師に係る手当は国に準じた改定を行い、獣医師に係る手当は、支給月額を3万円から7万円とする改定を行うものであります。

34ページを御覧ください。

②の特別給、いわゆるボーナスにつきましては、人事委員会勧告に基づき勤勉手当の支給月数を0.1月、定年前再任用短時間勤務職員等については、0.05月引き上げるものであります。一般職員を例にしますと、表の改正後の欄にありますとおり、令和5年度は、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げて1.05月とし、年間では期末手当と勤勉手当を合わせまして4.5月となります。また、令和6年度以降は、表の一番下の欄になりますが、引き上げる0.1月分を6月期と12月期の勤勉手当に割り振り、それぞれ1.00

月とし、年間では令和5年度と同様に期末手当と勤勉手当で4.5月となります。

次に、3の改正を要する条例については、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例について改正を行うものであります。

また、4の施行期日等については、公布の日から施行しますが、給料表と医師及び歯科医師の初任給調整手当に係る改定については、令和5年4月1日から適用し、獣医師の初任給調整手当に係る改定については、令和6年4月1日から施行いたします。また、勤勉手当のうち、令和5年12月期に係る改定については、令和5年12月1日に遡及して適用し、令和6年度以降分に係る改定については、令和6年4月1日から施行いたします。

続きまして、35ページを御覧ください。

議案第44号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず1の改正の理由についてであります。知事及び県議会の議員等の特別職の期末手当につきましても、これまで国の特任職等に準じて改定してきたところであり、今般、国の特別職等において支給月数の改定が行われたことから、これを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。国の特別職等に準じて、期末手当の支給月数を0.1月引き上げるものであります。具体的には、表の改正後の欄にありますとおり、令和5年度につきましても、12月期の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ1.75月とし、年間では3.4月となります。また、令和6年度以降は、表の一番下の欄になりますが、0.1月分を6月期と12月期

に割り振り、それぞれ1.7月とし、年間では令和5年度と同様に3.4月となります。

36ページを御覧ください。

次に、3の改正を要する条例につきましては、知事や県議会の議員など6つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日等につきましては、公布の日から施行するものとし、令和5年12月1日に遡及して適用いたします。ただし、令和6年度以降分の改定につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

続きまして37ページを御覧ください。

議案第45号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります。会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、今般の地方自治法の改正等により、令和6年度から支給できることとなったことから、これを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。支給対象となる手当に勤勉手当を追加し、その支給に関しては、常勤職員に準じることとしております。具体的には、表の改正後の欄にありますとおり、令和6年度以降につきましても、6月期と12月期にそれぞれ勤勉手当が1.00月支給されることとなり、年間では2.0月となります。

38ページを御覧ください。

次に、3の改正を要する条例につきましては、知事部局等のほか、病院局や企業局など4つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○脇谷委員 森林環境税について教えてください。「宮崎県森林環境税」と、今度、新たに国の「森林環境税」ということで、条例に文言が追加されるということですが、県民にはどうやって徴収の内訳を知らせるのでしょうか。

○蛭原税務課長 まず国の森林環境税につきましては、平成31年に法律ができておりまして、それ以降、国、また県では環境森林部が中心になって、ホームページなどで紹介したり、ポスターを掲示したりして周知を図ってきております。また、市町村でも国が作成したポスター等を掲示して周知を図ってきたところがございます。

県の森林環境税につきましては、宮崎県森林環境税条例という条例を定めておりますが、納税義務者に課税する際は、個人県民税の、いわゆる超過課税と専門的には言うんですけれども、個人県民税の中に含まれる形で加算されて課税されてきておりますので、皆様方の手元に届く税金の決定通知などを見ましても、表向きでは均等割という表現しかございません。これまでも裏面の解説に「この均等割には県の森林環境税が含まれております」という形で紹介してきた状況でございます。

○脇谷委員 今度、国の森林環境税が追加されるときにはどういった形になるのでしょうか。

○蛭原税務課長 詳細はつかんでおりませんが、伺ったところでは、個人住民税の均等割と所得割というのが表記されているんですけども、その下に国の分の森林環境税の欄が設けられて、そこに金額が表示されるということでございます。

○脇谷委員 分かりました。それでは、均等割の中に県の森林環境税が入っていて、別項目で国の森林環境税が入ることになるわけですね。

もう一ついいですか。これは県税だと思うんですけども、先ほど総合政策部で県プールの物価スライドによる約10億円の増額があったんですが、それをどこから出しているのかを教えてくださいたいです。

○高妻財政課長 県の一般財源から出しております。

○脇谷委員 つまり、公共事業の交付税からということですか。

○高妻財政課長 建設工事については、そういう国庫補助金が入る場合もありますが、基本的には県費から出しております。一般財源もしくは県債という形で負担する形になります。

○坂本委員 宮崎県部設置条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

今回、局が新設されるということで、今までの部と局の定義を教えてください。

○徳松行政改革推進室長 定義となりますと、部は、部設置条例に定めた組織を部と言っております。今回の局というのは、現在、総合政策部の中にある国スポ・障スポ準備課を部と同じレベルの組織に昇格させて、部と並ぶレベルの局として提案しているところでございます。

○坂本委員 すみません、聞き方が悪かったかもしれません。局は部と同等というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○徳松行政改革推進室長 今回の宮崎国スポ・障スポ局については、部と同じレベルの組織ということになります。

○坂本委員 ちょっとしつこいようですけども、部長と局長は同等というふうに理解してよろしいんですか。

○徳松行政改革推進室長 今回、改正が認められて、宮崎国スポ・障スポ局ができましたら、そのトップに当たる職員は部長級というこ

とで今のところ想定しており、部長と局長は同じ職位の責任者ということになります。

○坂本委員 もう一つ。今回、宮崎国スポ・障スポ部ではなくて局にされたのは、どういう理由からでしょうか。

○徳松行政改革推進室長 今回、局にしたのは、宮崎国スポ・障スポ大会というのが令和9年の限定的なものであること、事務内容が所管している国スポ・障スポの業務に限定されること、また、ほかの部と比べると組織の人員規模が小さいということで、部ではなくて局という名称を使うということで考えております。

○坂本委員 わかりました。今回、条例を改正されて、将来的に同じようなこと——例えば、国スポ・障スポ以外で局が設置される場合というのは、今おっしゃったような時限的なことや組織規模が部ほどではないもので、それなりの権限を持たせる場合というふうに理解してよろしいでしょうか。

○徳松行政改革推進室長 そのようになろうかと思えます。

○二見委員 同じような質問なんですけれども、観光経済交流局等とこの局は同じじゃないんですよね。だから、「局」が2種類、病院局、企業局、この国スポ・障スポ局、観光経済交流局、水産局もできたんじゃないかな。

条例改正するとなると、議会答弁もされることになるのかなと思うんです。そうすると議場に席をつくらないといけなくて、会計管理者があっち側に配置されているけれども、本当はこっち側だよねという話もあるんです。今回の案件はそこまで変わってくるものなんですか。

○徳松行政改革推進室長 二見委員がおっしゃった、病院局、企業局の局と今回の国スポ・障スポ局、既存の各部にある局というのは、

漢字は同じ「局」ですけれども、意味合いは違うことになります。

また、議場の席につきましては、部長級の職員を充てるという想定でありますので、もしそのように部長級の職員が局長となった場合には、議場の中に席を設けるように——そこについては議会事務局と調整させていただきたいと思えます。

○二見委員 同じ「局」が混在するのはよくないと思うんですよ。何か考えられなかったのでしょうか。病院局とかと今回の新しい局、既存の部の中にある局。やはり行政は、ものを動かしていく上で言葉を大事にしないといけないので、別に反対するつもりではないんですけれども、ちょっと整理が必要な気がします。

○岩切委員 外のほうから見ると分かりにくい。内側にいらっしゃると特に問題意識がないという状況かなとは感じていまして、随分いろんな方と「局もいろいろです」という話で議論しているところです。鹿児島県が今年開催しましたが、その他の県で、どんな体制で準備されてきたのか、紹介してもらっていいでしょうか。

○徳松行政改革推進室長 先催県の例を御紹介したいと思います。

今年度は鹿児島県が国スポ・障スポ大会を行いました。鹿児島県の場合は、国体・全国障害者スポーツ大会局という名称で、宮崎県と同じように部相当の組織となっています。

令和6年度は佐賀県が開催県ですけれども、少し特殊な名称なんです、アルファベットでSAGA2024SSP推進局という組織をつくって、これは部内に置いた局ということで準備をすると伺っています。また、令和7年度の滋賀県は国スポ・障スポ大会局で、これは部内局。令和8年度の青森県は国スポ・障スポ局で、こ

これは部相当の局ということで、各県様々となっております。

○岩切委員 どこも大体時限的な、ただレベル的には高い事務を行うという意味付けで、呼称は局ということなんです。

今、私ども議会では5つの委員会を編成して審査をするんですが、この国スポ・障スポ局はどここの委員会に所属するんでしょう。ごめんなさい、議会で決めないといけないですね。

冒頭に坂本委員がおっしゃったように、部とは何ぞや局とは何ぞやという話がしっかり入っていない部分で、今回、他県も局ですという話から局になったんだろうと思うんですが、若干の分かりにくさがあるということを前提に、外部や県民に向けて解説しておかないといけないかなど。局長としてこれから活動される方にとっても、そういう位置づけの問題が多少なり影響するだろうと感じるんですけども、二見委員がおっしゃったように、反対するわけじゃないけれども、分かりにくさがありますねという意見です。

○徳松行政改革推進室長 今、御指摘ございましたけれども、今後、組織の機構図などを対外的に公表したり示したりする場合には、部と横並びの組織だということをしっかり説明することで進めていきたいと思えます。

○二見委員 2月議会では間に合わなかったですか。今議会じゃないといけないんですかね。

話を聞いていて、1回再考した方がいいんじゃないかなと思います。どうしてもすっきりしないんですよね。総務部長は部内でもこれでいいんだと、確たるものをもって、今回、議案として上程しているわけですけども、説明を聞いていても、何か曖昧さというか、拭いきれないものがあるんです。

○吉村総務部長 わかりづらいという御指摘はごもっともかと思えます。検討段階におきましても、今のような疑問はあったところなんです。先催県の事例や昭和54年に本県で開催した際も局としていたこともありまして、今回、局といたしました。部並びにしたのは、民間の方々との対外的な交渉もありますし、関係部全てと調整する必要もありますので、部並び局とし、責任を持ってやってもらう必要がありますので、トップは部長級の局長を置くこととしました。

局の名前が分かりづらいことについてはごもっともでございます。企業局や病院局は公営企業会計をつかさどる局で、トップは特別職の局長になります。現在、特定の業務のみをある程度*時限的に行うという意味で、商工観光労働部と福祉保健部に部内局を置いておりまして、局長は次長級がつかさどっております。

そのあたりの違いについては、今、各委員から分かりづらいというお話がありましたので、承認いただきましたら、公表以降、対外的にしっかり説明して、十分認識いただけるような発表方法、説明等をやっていきたくと考えておりますので、御理解いただければと思えます。

○川添委員 資料33ページの職員の給与について、民間との較差を埋めるという意味で、人事委員会勧告を出されたわけですけども、現状として、宮崎県職員の給与水準は民間より少ないのか、また、ラスパイレス指数といいますか、全国の中でどれくらいの水準にあるのか、この辺をもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○那須人事課長 県内の民間との比較ですと、月例給ベースで、県職員より民間の方が1.01%高く、特別給では0.08月分、民間の方が高い状

※41ページに訂正発言あり

況であります。

そういったことを踏まえまして、今回、国に準じて改定するというので、改定率0.97%、特別給は0.1月引き上げる形になります。

ラスパイレス指数は、国を100としたときに、県職員は98弱ということで、数字的には低い状況ではありますけれども、ラスパイレス指数自体は、そのときの職員構成などに左右されますので、それをもって一概に県職員の給与が高い、低いといった議論に直接的に結びつくものではないと考えているところであります。

○川添委員 分かりました。

この初任給調整手当というのは、恐らく獣医師とかの募集に際して特別に必要な手当だと思います。若い職員は子育てで出費も多いかと思いますが、例えば5年目、10年目の場合、年間で幾らぐらい増えるんでしょうか。

○那須人事課長 初任給調整手当につきまして、今回、3万円から7万円に上限を引き上げます。詳細は人事委員会の規則等で決める形になりますが、上限額の7万円を20年間支給されるようなイメージになります。

これまでは、3万円を約20年間支給された場合、約550万円だったのが、今回、上限を7万円に引き上げた場合、1,000万円を超えるぐらいの額が支給されることになります。

○脇谷委員 金額的に少ないんですけども、資料23ページの市町村課の一番下の、県議会議員選挙執行費5万2,000円というのは何でしょうか。

○池田市町村課長 県議会議員選挙を実施する際には、会計年度任用職員を雇用しております。そちらの単価につきましても、常勤会計年度任用職員の単価引上げに伴いまして上がってきますので、それを積算した結果でございます。

○脇谷委員 選挙はもう終わっていますけれども、いつの県議会議員選挙執行費になるんでしょうか。遡るということでもいいんでしょうか。

○池田市町村課長 失礼しました。遡って支給いたしますので、今年の4月に実施されました分の差額を増額補正するものでございます。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○渡邊危機管理局長 資料の39ページをお願いいたします。

新田原基地における日米共同訓練について御説明します。

まず、1の訓練期間は12月8日から20日までの13日間で予定されております。なお、人員や物資輸送のため航空機がこの期間の前後に飛来する予定と伺っております。

2の使用基地及び訓練区域ですが、使用する基地は新田原基地、訓練区域は四国沖と九州西方沖の区域となります。

次に、3の参加部隊及び規模です。(1)の自衛隊は、新田原基地の第5航空団、F15が12機程度。(2)の米軍は、岩国基地の第12海兵航空群、F A18が10機程度、K C130——こちらは空中給油機になりますが1機程度、人員は300名程度とのことです。

なお、岩国基地所属のF35Bが2機程度訓練に参加しますが、新田原基地に駐機するのではなく、訓練の都度、岩国基地に帰投するというところでございます。

4の訓練内容ですが、戦闘機戦闘訓練等とされております。

5の米軍の宿泊場所につきましては、200名程度が基地内宿泊、100名程度が基地周辺のホテルに宿泊する予定です。

最後に、6の県の対応ですが、(1)のとおり、国に対し参加米軍の綱紀肅正の申入れ、安全対策の徹底、宿泊施設の改修について、11月22日に要請を行いました。また、(2)のとおり、訓練期間中は、危機管理局内に関係機関との連絡調整等を行う体制を構築することとしております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○川添委員 宿泊施設は基地内と、100名程度の方が基地周辺ということですが、基地周辺というのは宮崎市内も含めてということですか。新富町かいわいのホテルということでしょうか。

○渡邊危機管理局長 九州防衛局からは、基地周辺のホテルということで伺っております。

○川添委員 分かりました。

今、事故等が起きているオスプレイとかは導入はないということですか。

○渡邊危機管理局長 今回の訓練ではオスプレイは来ません。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 その他で何かありませんか。

○二見委員 今回、人事委員会勧告で給与改定を行うわけですが、それはそれで、お聞きしたかったのは、今コロナ禍が明けて経済が動き出しているんですけども、燃油も上がっていたり、宿泊費もかなり上がっていますよね。今回、知事の給与及び旅費に関する条例というようになっていたもので、ちょっと引っかけたのはそこなんですよね。

給与は勧告があるからそれでいいんですけども、旅費については全く手をつけていないのかなという感があって、今すぐ何か買いなさいという話でもないんですが、ただ、やっぱり今の実情というか経済状況を踏まえた上での調査はしておかないといけないんじゃないかなと思うんです。その辺は今何か情報を取っているんですか。

以前に比べたら、ホテルはもう2～3倍は当たり前みたいなのところもあって、皆さんもそんなしょっちゅうではないかもしれないけれども、出張されたときに——以前から大変厳しい財政の中でやりくりしているのはよく分かるんですが、以前と今の差というものを見ておく必要があるのかなと、変える必要があると言っているわけじゃなくて、ただ、今調べておく必要があるのではないかと思ったんですけども、今の段階で何かあれば教えてください。

○那須人事課長 県の旅費等の取扱いについては、県は基本的に国の取扱い等に準じた形で対応を行っているところです。

現在、国のほうでも実費支給等の動きがあるところでもありますので、そういった点をしっかり情報収集しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉村総務部長 先ほど私が部内局を説明するに当たって、「時限的なもの」という発言をしたようです。申し訳ありません。

期限をもって置いているわけではなく、特定の重要な施策を機動的に推進するという観点で、部内に局を置いております。訂正させていただきます。

○山下委員長 それでは、以上をもって総務部

を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前2時17分休憩

午後2時23分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉会計管理者 会計管理局の令和5年度11月補正予算について御説明いたします。

歳入予算説明資料（議案第33号）の303ページを御覧ください。

表の左から2列目、補正額の欄にありますとおり、687万6,000円の増額をお願いしており、この結果、補正後の予算額は、その2つ右の欄になりますが、5億9,329万5,000円となります。

補正予算の内容は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の増額であり、改定の内容につきましては、給料等の月例給が平均0.97%の引上げ、特別給であります勤勉手当の支給月数が0.1月の引上げとなっております。

また、会計年度任用職員の報酬等も職員に準じて改定されることとなります。

会計管理局の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田村人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和5年度11月補正予算について御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料（議案第33号）の361ページを御覧ください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で199万3,000円の増額をお願いしてお

ります。この結果、補正後の予算総額は1億4,750万円となります。

次に補正する事項について御説明いたします。365ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)職員費184万円の増額、及びその2つ下の(事項)事務局運営費15万3,000円の増額であります。

これらは、人事委員会勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴うものであります。改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

○米良監査事務局長 監査事務局の令和5年度11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料（議案第33号）の355ページをお願いいたします。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で173万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億9,182万5,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

359ページを御覧ください。

ページ中ほどの(事項)委員報酬9万4,000円の増額補正でございます。これは、国の特別職の給与改定の状況等を踏まえ、常勤監査委員の期末手当を0.1月分引き上げることによるものでございます。

次に、その下の欄、(事項)職員費149万2,000円の増額補正でございます。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴うものでございます。

次に、一番下の欄、(事項)運営費15万2,000円の増額補正でございます。これは、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の報酬単価が引き上げられることによるものでございます。

給与改定の内容等につきましては、先ほどの会計管理者の説明と同様でございます。

○**渡久山事務局長** 県議会事務局の11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料は、先頭に戻っていただきまして1ページになります。

左から2列目に補正額の欄でございますが、858万8,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は11億2,822万7,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、議会費の議員報酬でございます。上から5段目になります。368万8,000円の増額でございます。これは、国の特別職の給与改定状況を踏まえまして、議員の期末手当の支給月数を0.1か月分引き上げることによる補正でございます。

次に、その3つ下、事務局費に移りまして、(事項)職員費でございます。324万6,000円の増額をお願いいたしております。これは、事務局職員の給与改定によるものでございます。

次に、その下、(事項)本会議運営費、さらにその下、図書室運営費、さらに一番下、議会一般運営費、それぞれ増額補正をお願いしております。これらは、本会議録調製業務嘱託職員等会計年度任用職員の報酬の改定によるものでありまして、職員に準じて改定されることによる増額補正でございます。

○**山下委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、以上をもって、会計管理局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時33分再開

○**山下委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻は午後1時といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時33分散会

令和5年12月7日(木曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

委員	長	山下	寿
副委員	長	福田	新一
委員		二見	康之
委員		川添	博
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		脇谷	のりこ

欠席委員(1人)

委員		濱砂	守
----	--	----	---

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
政策調査課主任主事	高山	紘行

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案

第8号、議案第12号、議案第28号、議案第33号、議案第42号、議案第44号及び議案第45号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第12号、議案第28号、議案第33号、議案第42号、議案第44号及び議案第45号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月18日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いた

いと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月18日の閉会中の委員会につきましては、今、お話ししたように、県プール建設現場の現地調査と新田原基地の用地買収について、担当課とお話をして決めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時3分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 寿

